

特 203

900

戦力増強企業整備の話

法
辯
學
士
菅
原
昌
人
著



* 0025718000 *

0025718-000

特 203-900

戦力増強企業整備の話

菅原昌人・著

菅原昌人

昭和 18

ADF

1

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月2日
付で文化庁長官の裁定を受け使用するもので

特 203
900



辯護士
菅原昌人著

戦力増強企業整備の話



戦力増強企業整備の話目次

一、企業整備は決戦必勝の鍵……………	一
二、戦力増強企業整備の方向……………	五
工業部門の整備、配給部門の整備、小賣業の整備	
三、戦力増強企業整備に於ける特別措置……………	九
四、企業整備関係の法令概観……………	一三
企業整備令、企業整備資金措置法、臨時資金調整法、 会社經理統制令	
附・録 企業整備関係法令	
企業整備令……………	三二

企業整備令施行規則	三七
企業整備資金措置法	四四
企業整備資金措置法旅行令	五〇
企業整備資金措置法施行規則	五五
臨時資金調整法	六九
臨時資金調整法施行令	七三
臨時資金調整法施行細則	七七

戦力増強企業整備の話

—企業整備関係法令概説—

辯護士 菅原昌人 著

一、企業整備は決戦必勝の鍵

皆さん御承知の如く今年は大東亞戦争決戦の年であります。米英殊にアメリカは海の龐大な經濟力を唯一の頼みとして昨年八月頃から總反攻作戰に出で、南はソロモン群島を中心とする西南太平洋、北はアリューシャン、西はビルマ戰線及び支那からの日本本土空襲を目指して必死の攻撃を展開し、之に對して我が陸海軍の精銳は空に海に大陸に猛烈な反擊作戰を遂行し、日夜如何に苛烈なる戰鬪を繰返しつつあるかはガ

ダルカナル、アッツの戦闘を初め數次の大本營發表に依つて我々の肝に銘じてゐるところであります。

此の敵の總反攻に對する我が反擊敵擊滅の戦闘は將に一年、皇軍は擊墜戦闘機比率九對一と云ふ赫々たる戦果を擧げてゐるのではあります。之等の戦闘は何と申しましても猛烈な消耗戦であり、經濟總力戦なのであります。敵米の經濟戦力は極めて大で、數字的に申して確かに我に數等勝るものがあると思へられるのであります。勿論戦争を決するものはその絶對量にあらずして戦闘消耗の比率なのでありますから、如何にアメリカが尨大な經濟力を有つてゐましても、何等恐るゝに足らぬのであります。言つて之を侮ることは絶對に禁物であります。今や大東亞戦争は經濟總力戦の決戦段階にあると申すべきでありまして、米英に對する決戦必勝を確保する爲めには我國の經濟戦力を迅速且つ飛躍的に増強することが絶對に必要であります。

戦力増強の爲めには戦争必要物資と勞力確保をしなければならず、それ等の總動員と技術の進歩によつて飛躍的な生産増強は可能なのであります。

戦争必需物資の中で最も重要なもの、一つは鐵であります。現在日夜戦闘の行われて居ります北はアリュエーションから南はソロモンに到る戦線の補給輸送に要する船舶、南方共榮圈及支那大陸との物資交流に要する船舶の事を考へますと、その造船に要する鐵の量丈けでも相當大きな量であり砲彈、大砲等、武器に向けられる鐵の量も相當なものでなければなりません。

敵アメリカの鐵の生産量は戦前の統計を見ましても相當尨大なものであります。我國の鐵の事情は我々には判りませんが、南方を含む東亞共榮圈確保の曉に於ける鐵の生産力は遙かにアメリカを凌ぐものであることは疑を容れませんが、一面戦争一面建設の今日の段階に於ては數量的に云つて對敵保有量はさう樂觀を許されなと思ふのであります。勿論前にも述べました様に戦争にはその絶對量が問題ではなく戦闘消耗比率が物を云ふのであります。又一面戦争經濟と云ふものは明日の百よりも今日の十を必要とする場合が少くないのであります。この大東亞戦争決戦に必要な鐵を確保すると云ふことは必勝の重要な一つの鍵であり、これが巧く行くか行かぬかと

云ふことは決戦に重大な影響があると考へられます。

私は鐵丈けの例で申上げましたが飛行機その他の武器、船舶の生産に就いても同様のことが云へるのではないかと考へます。

では此の大東亞戦争決戦に必要な生産の飛躍的増強を何うして確保するか。大東亞共榮圈確立換言すれば大東亞防衛經濟體制の建設途上にある今日としてはこれ等戦力増強に必要な資材、勞力、輸送力と云つたもの、捻出は現在國內にある企業そのものに潜在する經濟力を動員する事が最も手近で重要な方策の一つであります。即ち企業を整備してそこにある資材、設備、勞力を擧げて直接軍需生産に向け戦力を増強するのであります。

これが今度の企業整備であり特に戦力増強企業整備と云われる所以であります。でありますから今度の企業整備が巧く行くか行かぬかは大東亞戦争必勝の鍵だと申しましても敢えて過言ではないと存じます。

二、戦力増強企業整備の方向

企業の整備と云ふ事は皆さん御承知の様に支那事變以來隨時行われて来たところでありますが、従來の企業整備は直接戦力増強と申しますよりもむしろ軍需生産力の擴張に伴ふ不急産業に對する物資配給の縮少の面から取り上げられたものであります。その結果所謂平和産業、中小工業の整備統合これに伴ふ配給部門の整理統合と云ふ形で現はれてゐたもので、謂はゞ消極的な企業整備だったのであります。

今度の戦力増強企業整備は前に申しました通り大東亞戦争決戦段階に於ける迅速且つ飛躍的な戦力増強と云ふ點に主眼を置いた積極的な企業整備でありまして、従來の企業整備とは全くその性格方向を異にしてゐるのであります。即ち従來の様に單に中小企業を整備すると云つた様なものでなく、大企業に就いても積極的に整備するのであり、又經濟力を直接戦力化する爲めに設備の層化による鐵の回收、工場や勞力の轉活用等廣汎圍に亘つて斷行するものであります。

政府は曩に戦力増強企業整備要綱と云ふものを決定致し、次いで第八十二議會を開

いて企業整備に伴ふ資金措置の法律が決定せられました様な譯ですが、今その方向と方針を政府の言明する所に依つて御紹介すると次の様になります。

工業部門の整

この部門は三つに分かれます

(一) 第一種工業部門

この部類に屬するものは紡績等の纖維工業部門と一部化學産業部門等であり、今度の整備の主要對象であります。

此の部門に對する整備の方針は此等の工場を(1)操業工場(2)保有工場(3)轉用工場(4)廢止工場に分けて(1)は現状の儘操業をさせる事(2)は操業はさせないが有事の場合の豫備とか南方進出の爲めの豫備として保有存續する。(3)は他の直接軍需産業に轉用する。(4)は全然廢業させて設備機械等を屑化して鐵の回収に充てる。

従つて此の部門に就いては企業整備令、金屬回收令等の強制的な法律の發動があります。

(二) 第二種工業部門

此の部門に屬するものは業種別に云ひますと航空、造船、工作機械製造その他重點産業即ち重工業部門であります。

此の種のもものは直接戦力たる産業でありましてこの部門の生産力増強が今度の企業整備の目的でありますから、第一部門の様な意味での企業整備の對象にはならないのでありますが、生産能率増強の點から見て下請工場等の中小企業に就いては親工場との關係、技術的専門化等所謂系列的整備を行ひます。

但しこの部門でも遊休設備、不良設備は整備屑化の對象となります。

(三) 第三種工業部門

この部門は以上第一種第二種以外の工業例へば日用品工業等であり、これは從來の企業整備の方針に従つてやるのでありますが、場合に依つては金屬回收の觀點から企業整備令や金屬回收令の發動があります。

配給部門の整備

配給部門の整備は以上の工業部門の整備に伴ひ原料、資材及製品の配給を適正迅速にするに云ふ建前に従つて実施されます。

小賣業の整備

小賣業に就いては従來行はれてゐる小賣業整備要綱に基いてやつて行くことになつてゐますが、この方は地方官廳で必要と認められたもの又は業者團體で自發的に整備を希望するものに就いて中央の承認を得て適正整備を行ふのであります。

戦力増強企業整備は以上の様な方向と方針を以て行われる譯であります。何と申しましても今度の整備の第一の對象は第一種工業部門であり、この方は特に急速を要する事情にありまして、政府の聲明に依れば今年中にこの方の整備を完了する豫定であり、その前半即ち八、九、十月頃に急速に行はれることになつてゐるのであります。

三、戦力増強企業整備に於ける特別措置

戦力増強企業整備が如何に従來のそれと異なるものであるかは略以上申述へた通りであります。今度の企業整備は相當廣範圍に亘るものであり且つ急速に行はれるものであります。その國民經濟に及ぼす影響は極めて大きいのでありますから、これが斷行に當りましては之れが圓滑且つ迅速に行はれ、國民經濟に悪影響のない様に適當な措置と配慮とが必要であります。この點に着眼して政府は従來の企業整備と違つた措置を講じて居ります。その重要な點を拾ひ上げて見ますと次の様になります。

(一) 強制法令の發動

企業整備令と云ふ企業整備を強行し得る法律が昨昭和十七年五月十五日に出たその日から施行になつてゐますが、この法律は實際には殆んど發動されてゐない所謂傳家の寶刀だつたのであります。然る所今度の企業整備では愈々この寶刀が鞘を拂はれて發動されるのであります。企業整備令の外に勞務調整令、金屬回收令の發動が

ありますし、又今度新らしく出来た企業整備資金措置法も適用されるのであります。

(二) 企業賣却資金の封鎖

従来企業整備をやつた場合に企業設備を賣却して得た代金はその人が自由に使用事が出来たのでありますが、今後は企業整備によつて取得した代金は自由に処分することは極く少い金額に就いて例外があるだけで、之を自由に使用事は出来ません。何しろ今度の企業整備は廣範圍に亘り政府の豫定ではこれによつて五十億近くの資金が動くことになつて居ります。今日の日本の全經濟から云へば或はさう大きな額は云へないかも知れませんが、五十億と云ふ資金は相當な金額です。これが若し勝手に消費の世界に投せられたり、不急産業に使はれたりして、インフレを助長し物價を昂騰させたりする様なことがあつては凡そ戦力増強と反對の結果を招きますから、之等の資金は自由に使はせず、企業整備資金措置法によつて之を封鎖することにしたものであります。勿論これには相當の利息の保障があり場合に依つては解

除の手續も出来る様に深い考慮が拂はれてゐるのでありますして何等不安はないと存じます。

(三) 轉廢業に對する配慮

(1) 轉廢業者の職業轉換

企業整備を斷行しますと相當数の工場が廢止されたり、休止されたりしますからその従業員は職場がなくなる譯であります。これ等従業員の勞務配置に就いては勞務調整令によつて軍需工場方面に集團的配置を行ひ出征中の従業員に就いても言葉は變ですが抱合せの方法に依つて職場轉換をやることになつて居り又政府は積極的な指導斡旋をしまして當面の生活援護の路を講ずる爲めには一億數千萬圓と云ふ相當額の資金を準備して居りその外鍊成の爲めの國民勤勞訓練所の増置、勤勞報國隊の結成指導をすることになつてゐますから企業整備による失業と云ふ様な問題は先づ起らないと云へます。

(2) 轉廢業者に對する資金の保障

企業整備の進行に伴ひ生ずる轉廢業者に對し今度は國民更生金庫を相當増資して資産の引受け資金の貸付を圓滑適正に行ふことにしてありますし一方では産業設備等を適正な價格で買取つてその上で重點部門へ轉用したり屑化したり保有したりすることになつて居りまして轉廢業者に企業整備によつて經濟的損失を被ることのない様な措置が講せられてゐます。

(3) 實績共助金の全額國庫負擔

從來殘存業者に對し轉廢業者に交付する共助金の半額を負擔させて半額を國庫が負擔してゐたことは皆さん御承知の通りであります。が今後は轉廢業者の生活援護の爲めには必要に應じ全額國庫負擔とすると云ふことになつてゐます。

(4) 企業整備に於ける租税の輕減

從來企業整備の場合清算所得等に對しては普通の場合と同じ様に相當高率の税金がかゝつたのであります。が今度は企業整備の場合には此等の税金は輕減されるこ

とになりました。

以上の様に今度の企業整備につきましては政府も萬般の措置を講じて廣汎な國民經濟の變動にも不拘それに依つて銃後國民生活に悪影響なからむことを期してゐるのであります。が國民としても此の點を充分理解して積極的に企業整備に協力し愛國の熱情と必勝の信念を以つて此の銃後の經濟戦を戦ひ抜かなくてはならぬと存じます。

四、企業整備關係の法令概観

これまでの話で戦力増強企業整備とはどんな意味や内容を有つて居り從來の企業整備と何う違ふのであるか又何んな風に行われて行くかと云ふ事が略御理解願つたと存じますがこれを法律的に即ち何んな仕組で企業整備がやられるのかと云ふ點から申しますと既に戦力増強企業整備の方向のところで一吋觸れて置きました様に(一)企業整備令等の法令を發動して強制的に行はれる企業整備と(二)これ等の強制法令を發動せず企業整備要綱に基いて民間から自發的な形をとつてやつて行く企業整備との

二種あるのでありまして前の場合と後の場合とでは法律関係、法律的取扱が違ふのであります。そして(三)企業整備が強制法令の發動による場合とそうでない場合とを問はず資金關係に就いては企業整備資金措置法が適用されて資金封鎖が行はれるのであります。この分類に従つて關係重要法令を分類的に示すと次の様になります。

一、強制による企業整備の關係法令

1. 企業整備令、2. 勞務調整令、3. 金屬回收令

二、強制に依らざる企業整備の關係法令

1. 臨時資金調整法、2. 民商法その他統制諸法令

三、企業整備全般に適用される法令

1. 企業整備資金措置法(同上施行令、同上施行細則)、2 臨時租税措置法

以上は企業整備に關係ある法令の主たるものであります。此の他に企業整備によつて生ずる色々な問題がありまして民法、商法は勿論、重要機械製作事業法とか機械設備制限令とか色々な關係法令がありますが、餘り細かい話になりますからこゝでは企

業整備令、臨時資金調整法、企業整備資金措置法の三つに就いて大略のお話をいたします。

企業整備令

この法律は國家總動員法第十六條に基いて發せられた勅令でありまして昨昭和十七年五月十三日公布十五日から施行されて居ります。これに違反したものは國家總動員法違反の刑罰に問われる譯であります。

この法律に依りますと企業整備に關して主務大臣は次の様な廣い權限を與へられてゐます。用語は拙いかも知れませんが一般的命令權、個別的命令權とに分類説明して見ます。

一、一般的命令權(第三條、第四條)

主務大臣は必要があると認めた時は殆んど凡ゆる企業に就いてその設備や權利、又は事業を指定して一般的にその設備や權利の讓渡其他の處分、出資、使用又は移動

を制限又は禁止する事か出来、設備や権利のみでなく事業そのものに付いてその全部又は一部を一般的に譲渡、廢止、休止、禁止、制限を命ずる事か出来るのであります。

猶ほ此等の事業を営む法人（會社）の合併解散の決議は主務大臣の認可を要する事になつてゐます。

二、個別的命令權（第五條、第十一條、第十九條、第二十二條）

主務大臣は前に述べた様な事業や設備權利に就いて一般のみならず具體的に特定の事業主や法人（會社等）に對して事業主から法人へ設備又は權利の譲渡、貸渡を命ずることが出来又此等の設備又は權利をば株式會社、株式合資會社、有限會社に對し出資すべき事を命ずる事が出来その場合は相手方たる會社に買取りその他必要な事項を命ずることが出来るのであります。

それから又主務大臣は事業主に對して事業の委託、受託、譲渡又は讓受又は事業主たる會社の合併を命ずる事が出来ます（十九條）

主務大臣は事業の全部又は一部の廢止又は休止を命ずることが出来ます。

前に戦力増強企業整備の方向の所で申上げました第一種工業部門その他の強權發動による企業整備は主務大臣のこの廣汎な權限の發動に依つて行はれるのであります。

主務大臣は此等の權限を地方長官に委任してやらせる事が出来ます。

ではそれ等の設備や權利、事業の譲渡、貸渡の條件即ち價格等は何うして決めるかと申しますとこれは當事者間の協議に依つて決めて主務大臣の認可を受ける事になつてゐます。

そしてもしこの協議が調はなかつたり協議する事が出来なかつたりした場合は主務大臣が必要な決定をすることになつてゐます（第六條）

然しこの協議又は決定のない間でも設備の使用を讓受人、借受人にさせる命令をする事が出来るのであります（第十條）

企業整備令は全文二十七條からなつて居りまして以上の外整備の対象たる設備や權利が借金の擔保に入つてゐたり工場財團や工業財團になつてゐる場合の處置に關する規

定や廢止、休止を生じた場合の損失補償等の規定がありますが餘り細かくなるので省略します。

企業整備資金措置法

企業整備資金措置法は此の間の第八十二議會で出來た法律でありまして昭和十八年七月十五日から施行されて居ります。

これに附屬した企業整備資金措置法施行令と云ふ勅令が六月三十日に出されて矢張り七月十五日から施行になつて居り七月八日にはこの勅令の施行細則として企業整備資金措置法施行規則が大藏、商工、陸、海軍等十省の共同省令第一號として出て居り矢張り七月十五日から施行されて居ります。企業整備資金措置法は「大東亞戰爭ニ際シ企業整備ニ關シ之レカ促進ヲ計リ浮動購買力ノ發生ヲ防止シ國家經濟ノ秩序ヲ維持スルコトヲ目的」(第一條)としてゐる法律でありましてその第一は企業整備の促進でありその第二は企業整備に依つて生ずる賣却金、出資金、補償金等を封

鎖して所謂インフレを防止すること、その第三は企業整備に依つて國民經濟に惡影響を與へる事を防止する様な處置を講ずることでありまして。そして就中企業整備によつて生ずる資金の封鎖と云ふ事が中心眼目となつて居ります。

第一、資金封鎖

(イ) 企業整備に關して事業の全部又は一部を譲渡した場合、(ロ) 産業設備營團に設備又は権利を譲渡した場合、(ハ) 以上の場合以外でも企業整備に關して設備又は権利を譲渡したり收用された場合、(ニ) 交易營團に廢止、休止、事業の資産を譲渡する場合、以上四つの場合にその金額が一件三萬圓以上だつた場合の代金の決濟

株式や持分の賣買に當り(イ) 資本金百萬圓以上の會社の資本の三分の一以上の株式や持分を譲渡するとき、(ロ) 百萬圓以下の會社であつても企業整備に關し一件の金額五萬圓以上の場合の代金の決濟、(ハ) 實績補償共助金が千圓以上だつた場合、會社の合併によつて株主又は社員に對する合併交付金が千圓以上だつた場合

以上七ツの様な場合の金銭の支拂は普通代金支拂の方法でやる事は出来ない即ち資金措置法第五條の方法

1. 特殊預金、
2. 特殊金銭信託、
3. 債務者特殊借入金、
4. 戦時金融金庫特殊借入金、
5. 政府特殊借入金

この何れかの方法でやらなければならないのでありまして此等の預金の期限や利率は大藏大臣がこれを定める事になつて居りまして相當の期限が附せられて居るのでありますから右から左に使ふ譯には參らぬのであります。

特殊預金の方法による決済と申しますのは事業や設備を買受けたものがその支拂ふべき金額を政府の指定する銀行へ相手方即ち賣主の名義の預金として預け入れ、ばそれで支拂をしたことになり相手方に直接金を渡さないであります。2. 3. 4. 5. 等も似た様な方法でありまして何れも詳しく條文に説明してありますから末尾條文（第六條以下十條）を御覽下さい。

此等の政府特殊借入金、特殊預金、特殊金銭信託、債務者特殊借入金及戦時金融金庫特殊借入金は他人に譲渡したり擔保に入れる事は例外の場合を除いて禁止されて居ります。

然し乍ら此等の封鎖資金も期限中絶對的に封鎖されて動きが取れない譯ではありませんので借金返済や軍需産業に投資すると云つた様な場合は命令の定むるところにより政府の許可を受けて期限前でも封鎖を解いて償還されることになつて居ります。

（第十二條）

第二、保有會社の存続命令

企業整備によつて全財産が譲渡されたり、事業が廢止になつたり設立期限が來てゐたり總會で決議をしたりしますと商法の規定に依つて會社は解散と云ふ事になり清算手續に入り會社財産は金銭に換價して株主に分配する事になります。がそれでは浮動購買力を生ずる虞がありますので資金措置法は資本金七十五萬圓以上の會社の解散の決議は政府の許可がなければ效力がないものとし存立時期の満了その他定款所定の理由では解散しない事にして居り（措置法十七條）又會社の繼續を命じ得る事

になつて居ります。つまり財産保有會社として存続させる譯なのであります。

又企業整備に依つて資産の大部分が有價證券又は債權となつた會社に對しては信託會社又は銀行に對して資産の管理を命じ得る事になつて居ります（十七條乃至十九條）

第三、會社法規定の排除

措置法は又企業整備に依り浮動購買力發生の防止並に企業整備を迅速に行はせる建前から商法會社篇の規定に依らなくても好いと云ふ會社法排除の規定を置いて居ります。

1. 殘餘財産處分に關する商法規定の排除

商法の規定に依りますと會社解散の場合は殘餘財産の處分は金錢に換へて拂戻しする事になつて居りますが金錢以外のもの例へば株券とか有價證券で拂戻しする事が出来る事になつてゐます。然し此の場合には裁判所の許可を受けねばなりません。

2. 株主總會手續の排除

商法に依りますと株式會社の株主總會は議事々項を明記した招集狀を二週間以前に發送し總會の決議は多數決で決定し重要事項に就いては三分ノ二以上の株主出席を要する事になつてゐます。これに對して措置法は資産委託株式會社に就いては株主總會の招集の代りに決議目的事項を明示して異議があれば三週間以内に述べべき旨の公告をして異議がなければ總會を開かなくてもよい事になつてゐます。（施行令五條）

企業整備に關して會社が繼續、定款變更、營業讓渡、資本増加、合併をする爲めに招集すべき總會に就いても同様であります。（施行令八條）

3. 重役數に關する商法規定の排除

商法では取締役は三名以上と云ふ事になつてゐますが資産を信託した株式會社に就いては大藏大臣は此の數以下に減少すべき命令を出す事が出来る（施行令第四條）

4. 會社の經理に關する商法規定の排除

商法二百八十五條には財産目録作成に關する細かい規準が規定してありますが企業整備に依つて事業廢止、休止、繼續、合併した會社の財産目録は目録調製時の價格に依つて作成する事が出來ます。即ち七十五萬圓の會社が企業整備の結果賣得が百萬圓即ち資産が百萬圓に變つても七十五萬圓で財産目録を作成してもよろしいことになり従つて七十五萬圓として會社利益配分したり課税を受けたりすることになります。その他準備金の割合の引下、準備積立金の廢止、企業整備に依つて生じた損金を資産の部に計上することも出来る事になつてゐます。

5. 検査役制の排除

商法の規定では會社の設立や資本増加の場合に拂込其の他が正當であるか否かに就いて検査役の検査を受けねばならぬことになつてゐますが企業整備に關して株式會社の設立、資本増加をする場合には裁判所の許可を得れば検査役の検査なしでよいことになつてゐます。(施行令第七條)

株式合資會社、有限會社の場合も同様であります。

第三、租税に關する除外

従來も臨時租税措置法と云ふ法律がありまして企業整備の場合に於ける租税は特別に輕減されてゐましたが企業整備資金措置法の附則に依つて

1. 政府特殊借入金の子には分類所得税の輕減等の特典が與へられ
2. 企業整備に依つて昭和十八年一月一日以後に事業の全部又は一部を廢、休止した法人に就いては廢休止以後に納付すべき所得税、法人税、營業税、臨時利得税を輕減することになつて居ります。

第四、罰則規定

企業整備資金措置法は重要な役割を演ずる法律でありますから例へば企業整備資金の決済に關する特殊經濟方式を命ぜられてゐるのに之に違反して現金決済をしたり殘餘財産の處分に關する命令に違反したりした時は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處せられると云ふ風に色々の場合の違反行爲に對して刑罰を科せられるこ

とになつてゐます（措置法二十九乃至三十三條）

以上が企業整備令措置法の大體の説明であります。他にも報告徴収とか官吏検査規定、轉廢業者資金評價委員會、産業設備評價委員會の規定とか色々細かい規定がありますが紙數と本書の趣旨から説明を略します。

臨時資金調整法

企業整備令の發動に依つて企業整備が行われる場合には會社の設立、増資、設備買収等に就いて何等の問題もないのであります。が企業整備が整備令の發動に依らずして爲される場合には會社の設立、増資、設備買収等に就いては臨時資金調整法の規定に従つて許可を受けねばなりません。

臨時資金調整法は昭和十二年九月十日に出來た法律でありましてその後昭和十四年十五年、十六年、十七年と數度の改正がありまして今日に及んで居るのであります。がこれに附屬する施行令が十二年九月十五日出され施行細則が十二年九月二十五日

の大藏、農林、商工の共同省令として出されて同様數次の改正を徑、今日に及んでゐるのであります。輸出用品等に關す法律と玆んで所謂戰時立法の魁をした法律であります。

この法律は「支那事變ニ關聯シ物資及資金ノ適合ニ資スル爲メ國家資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的」（法第一條）として出來た法律でありまして軍需關係並に時局に必要な生産事業方面に圓滑潤澤に資金（従つて資材、勞務）を供給し不急不要産業方面の資金の使用を抑制する事が此の法律の眼目となつてゐます。

(一) 金融機關に對する資金貸付の抑制

金融機關は化粧品、映畫製作等所謂不急不要産業に對しその設備の擴張、新設、改良に關する資金として五萬圓以上を貸付ける場合は政府の許可を得なければ出來ない。（法第二條施行令第二條）

(二) 企業會社に對する抑制

拂込資本金貳拾萬圓以上の會社の設立、資本金貳拾萬圓以上の會社の資本増加、合

併又は目的變更、資本金貳拾萬圓以下の會社が資本増加又は合併によつて二十萬圓以上の會社となる時、資本金貳拾萬圓以上の會社の第二回以後の株金拂込又は社債の募集、以上の場合には政府の認可がなければ之を爲し得ない（法第四條施行令四條五條六條）

(三) 個人及自己資金に對する抑制

五萬圓を超える事業設備の新設、擴張又は改良を爲さんとする時は政府の許可を要する（法四條ノ二、施行令六條ノ二）

(四) 時局産業に對する助長

航空機製造事業、金屬工業機械製造業、兵器、造船、製造、石炭、石油、産金等の時局に緊要な事業を営む會社は商法第二百條の規定に不拘株金額拂込以前でも増資株金の二倍までの社債募集を政府の認可を受けてやる事が出来る。

以上の認可手續は日本銀行が之を取扱ふ

他にも色々の規定がありますが大體に於て以上の様な事が臨時資金調整法の内容で

あります。

會社經理統制令

企業整備を爲す場合に株式の買収等が必要になつて來ることがあるのでありますが此の場合その會社が二十萬圓以上の會社であれば會社經理統制令の適用によつて左の場合には主務大臣の許可を受ける必要があります。（同令三十三條施行規則十五條）

(イ) 額面總額五萬圓以上の外國に本店を有する會社の株式を取得又は處分するとき

(ロ) 株式二萬株以上の取得又は處分

(ハ) 株式の取得によつて會社の現に所有する株式と合して一會社の株式の三分の一以上を所有するに至るとき

(ニ) 一會社の總株數の三分の一以上に相當する株式を所有してゐる場合にその株式

の處分に依つて所有株式がその會社總株數の三分の一以下となるとき

但し此等許可は臨時資金調整法で許可を得てゐる場合や特別の命令によつて設立される會社例へば企業整備令の發動と云ふた様な場合等にはこの許可を受ける必要はありません。

以上で企業整備關係の主な法令の大體の説明を終つて置きます。

五、企業整備と國民の任務

戦力増強企業整備が大東亞決戦段階の今日如何に重大なものであるかは冒頭に繰返し申上げた通りであります。何と申しましても今度の企業整備は國民經濟の上に又國民各自の生活の上に大きな變化をもたらすものでありますから政府の強權發動、惡影響に對する充分なる政府の配慮、その技術等の點に於て萬般の用意がありましたも結局は國民自體のこれに對する充分なる理解と協力、愛國的忍耐とがなければ圓滑迅速には行はれず従つて迅速且つ飛躍的に戦力増強を行ふと云ふ所期の目的は達せられないと云ふことになります。そうなれば大東亞戦争に重大な影響があり、銃後國民は

生死を超えて日夜苛烈な激戦を續けつゝある我々の同胞に何と申譯してよいか判らない結果となります。

事業主は利潤を忘れ勤勞者は個人的利害と感情を棄て企業整備に協力して戦力増強を計ることが刻下の急務であり銃後國民の任務であります。法律家はその法律智識を傾けて企業整備の意義と智識を報酬を離れて國民に傳へ徹底普反を計ると共に法律相談に應ずる義務があります。これが刻下に於ける私共法律家の職域奉公の一つであり重大な任務と考へます。この拙い話も欠點だらけとは思ひますがその意味で多忙の時を割き且つ早急の間に私の微力を傾けたものに他なりません。大方の叱正と御鞭撻を乞ふと共に幾らかでも御役に立てば望外の倖です。(昭和十八年八月二日、名古屋の宿舎にてビルマ獨立の報を聞きつゝ稿了)

企業整備令

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號

ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ）第十六條ノ二ノ規定ニ基ク事業ニ屬スル設備又ハ權利（水ノ使用ニ關スル權利ヲ除ク以下同シ）ノ讓渡其ノ他ノ處分出資、使用又ハ移動ニ關スル命令及國家總動員法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ合併若ハ解散ニ關スル命令ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ハ國民經濟ノ總力發揮ニ資スル爲企業ヲ整備シ又ハ之ガ爲事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ利用ヲ有效ナラシムルコトヲ目的トス

第三條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生産（加工ヲ含ム以下同シ）、修理、販賣、輸出、輸入又ハ保管ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ屬スル設備又ハ權利ニ付一般的ニ讓渡其ノ他ノ處分出資、使用又ハ移動ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得、前項ノ設備又ハ權利ハ主務大臣之ヲ指定ス

第四條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生

産、修理、販賣、輸出、輸入又ハ保管ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ付一般的ニ當該事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡廢止、又ハ休止ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第五條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生産、修理、販賣輸入若ハ保管ノ業ヲ營ム者（以下事業主ト稱ス）又ハ主務大臣ノ指定スル法人ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡若ハ貸渡ヲ命ジ又ハ事業主若ハ主務大臣ノ指定スル法人ニ對シ當該設備若ハ權利ノ讓受若ハ借受ヲ命ズルコトヲ得

第六條 前條ノ場合ニ於ケル讓渡又ハ貸借ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル
前項ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼス
第一項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルト

第六條 前條ノ場合ニ於ケル讓渡又ハ貸借ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル
前項ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼス
第一項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルト

キハ主務大臣ハ讓渡又ハ貸借ニ關シ必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第七條 知レタル擔保權ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第五條第一項ノ規定ニ依ル讓渡又ハ讓受ノ命令アリタル場合ニ於テ當該擔保權ヲ消滅セシムルニ非ザレバ企業ヲ整備シ又ハ當該設備若ハ權利ノ利用ヲ有效ナラシムルコト困難ナルトキハ當事者ハ擔保權ノ處理ニ付擔保權者ニ協議スルコトヲ得

第八條 前條ノ規定ハ知レタル賃借權其ノ他ノ權利ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第五條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第九條 讓渡ヲ受クル設備又ハ權利ニ付知レタル擔保權ノ存スル場合ニ於テ當該擔保權ガ第七條ノ規定ニ依リ消滅スルトキハ當該設備又ハ權利ノ讓渡價格ヲ支拂フベキ者ハ其ノ讓渡價格ヲ供託スルコトヲ要ス但シ同條ノ協議又ハ裁定ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第十條 主務大臣ハ第五條第一項ノ規定ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ讓渡又ハ貸借ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第六條ノ協議又ハ決定

前項ノ場合ニ於テ主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ當該設備ノ讓受又ハ借受ヲ爲スベキ者ヲシテ相當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ供託シタルモノノ處理ニ付テハ第六條ノ協議又ハ決定ニ於テ必要ナル定ヲ爲スベシ

第十一條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備又ハ權利ヲ株式會社、株式合資會社又ハ有限會社ニ出資スベキコトヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テ主務大臣ハ出資ノ相手方タル會社ニ對シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得
第五條第二項及第六條乃至第八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

出資スル設備又ハ權利ニ付知レタル擔保權ノ存スル
場合ニ於テ當該擔保權ガ前項ニ於テ準用スル第七條
ノ規定ニ依リ消滅スルトキハ當該擔保權者ハ出資ニ
對シ割當テラレタル株式又ハ持分ノ上ニ質權ヲ有ス
但シ同條ノ協議又ハ裁定ニ於テ別段ノ定テ爲シタル
トキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ質權ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定
ム

第十二條 事業ニ屬スル設備ニ付第五條第一項又ハ前
條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ當該設備
ノ滅失、毀損其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ命令ニ
應ズルコト能ハザルニ至ルベキトキハ國家總動員法
第三十一條ノ規定ニ基キ遲滞ナク之ヲ主務大臣ニ報
告スベシ

前項ノ規定ハ事業ニ屬スル權利ニ付第五條第一項又
ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ之ヲ
準用ス

第十三條 第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ
依ル讓渡、貸渡又ハ出資ノ命令ヲ受ケタル者ハ讓渡、
貸渡又ハ出資ニ支障ヲ及ボス虞ナキ場合ヲ除クノ外

主務大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ當該設備又ハ權
利ヲ讓渡シ、貸渡シ其ノ他當該設備又ハ權利ニ關シ
新ナル處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第十四條 第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ
依ル命令ニ基キ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡又
ハ出資ヲ受ケタル者當該設備又ハ權利ニ付讓渡其ノ
他ノ處分ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依
リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ

第十五條 事業ニ屬スル設備又ハ權利ニ關シ強制競賣
手續、國稅徵收法ニ依ル強制徵收手續、土地收用法
ニ依ル使用若ハ收用ノ手續又ハ國家總動員法第十條
若ハ第十三條ノ規定ニ基ク使用若ハ收用ノ手續其ノ
他此等ノ手續ニ準ズベキモノノ進行中ナルトキハ其
ノ進行中ニ限ル當該設備又ハ權利ニ關シテハ第五條
第一項又ハ第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十六條 工場財團又ハ礦業財團ニ屬スルモノハ第七
條(第十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ
規定ニ依リ擔保權ノ消滅シタル場合ヲ除クノ外第五
條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基
キ讓渡又ハ出資アリタル後ト雖モ仍原財團ニ屬スル

モノトス

第十七條 主務大臣ハ第五條第一項又ハ第十一條第一
項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ事業ニ屬スル設備又ハ權
利ヲ讓渡又ハ出資シタル者ヲシテ第十八條ノ規定ニ
依リ債務ノ承繼アリタル場合ヲ除クノ外讓渡又ハ出
資ヲ受ケタル者ガ擔保權ノ實行ニ因リ受ケルコトア
ルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲命令ノ定ムル所ニ依リ
相當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得

讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ハ前項ノ規定ニ依リ供託
セラレタルモノノ上ニ質權ヲ有ス

第十八條 主務大臣ハ第五條第一項又ハ第十一條第一
項ノ規定ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡又
ハ出資ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡又ハ出資シタル者
ヲシテ當該設備又ハ權利ヲ擔保トスル債務ヲ引續キ
負擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認ムルトキハ國
家總動員法第十八條ノ二ノ規定ニ基キ命令ノ定ムル
所ニ依リ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ヲシテ當該債務
ノ全部又ハ一部ヲ承繼セシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於ケル承繼價格其ノ他ノ承繼ニ關スル
條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル

第六條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準
用ス

第十九條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事業主
ニ對シ事業ノ委託、受託、讓渡若ハ讓受又ハ事業主
タル會社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得

第五條第二項、第六條乃至第十條及第十二條乃至前
條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡又ハ讓受ノ
命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第五條第二項、及第六條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依
リ事業ノ委託若ハ受託又ハ會社ノ合併ノ命令アリタ
ル場合ニ之ヲ準用ス

第二十條 第六條(第十一條第二項、第十八條第三項
及前條第二項第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ
協議若ハ決定、第七條(第八條第十一條第二項及前
條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ協議若ハ裁
定又ハ第十八條ノ協議ニ基キ會社ガ事業ノ讓渡、合
併其ノ他當該協議、決定又ハ裁定ニ於テ定メラレタ
ル事項ノ實行ヲ爲サントスルニ付株主總會又ハ之ニ
準ズベキモノノ決議、同意等ヲ必要トスル場合ニ於
テ其ノ決議、同意等ヲ得ルコト能ハザルトキハ會社

ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ當該事項ノ實行ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 本令ニ規定スルモノノ外第六條(第十一條第二項、第十八條第三項及第十九條第二項第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ決定及第七條(第八條、第十一條第二項及第十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ裁定並ニ第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ命ジタル場合及第十九條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於ケル讓渡又ハ出資シタル者ノ負擔スル債務ノ承繼及擔保ノ處理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ事業ノ全部又ハ一部ノ廢止又ハ休止ヲ命ズルコトヲ得

第五條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第二十三條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ因ル通常生ズベキ損失トス
前項ノ規定ニ依ル損失補償請求ノ時期ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

ル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ事業主第五條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル法人其ノ他關係者ヨリ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
第二十五條 主務大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)又ハ當該主務大臣ノ所轄スル官衙ノ長ニ委任スルコトヲ得
前項ノ規定中地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)ニ關スル規定ハ樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

第二十六條 第五條、第六條(第十一條第二項及第十八條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第七條(第八條及第十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十條乃至第十四條、第十七條、第十八條、第二十條(事業ノ委託、受託、讓渡讓受及會社ノ合併ニ關シ)

スル場合ヲ除ク)及第二十四條中主務大臣トアルハ軍事上特ニ必要アル設備又ハ權利ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣、他ノ大臣、所管大臣又ハ當該大臣トアルハ朝鮮、台灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、台灣總督、樺太廳長官、南洋廳長官トス

前條中地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長トス

第二十七條 主務大臣本令ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該設備若ハ權利ノ屬スル事業又ハ當該事業ガ他ノ大臣ノ所管ニ屬スルモノナルトキハ當該所管大臣ニ協議スベシ但シ陸軍大臣又ハ海軍大臣軍機保護上特ニ必要アル設備又ハ權利ニ付命令ヲ爲サントスル場合ハ此ノ限リニ在ラズ
主務大臣本令ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令ガ軍事上ニ影響ヲ及ボスベキモノナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ
主務大臣本令ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ

當該事項ガ他ノ法令ニ基キ他ノ大臣ノ許可、承認、免許等ヲ要スルモノナルトキハ當該大臣ニ協議スベシ

附 則

本令ハ昭和十七年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス、但シ朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十七年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス

企業整備令施行規則

第一條 企業整備令(以下令ト稱ス)第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ交付シテ之ヲ爲ス
一、當事者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名トス以下同シ)及住所
二、當該設備又ハ權利ノ表示
三、讓渡又ハ貸借ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限
四、其ノ他必要ト認ムル事項
第二條 令第六條第二項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ且當事者連署シタル申請書ヲ

主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

- 一、讓渡又ハ貸借ニ關スル契約ノ内容
- 二、讓渡價格又ハ貸貸料ノ算出ノ基礎
- 三、協議ノ顛末

第三條 主務大臣令第六條第三項ノ決定ヲ爲ス場合ニ於テハ期間ヲ指定シテ當事者ニ意見書提出ノ機會ヲ與フ

決定ハ理由ヲ附シタル決定書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ謄本ヲ當事者ニ交付ス

主務大臣決定ヲ爲シタルトキハ軍機保護上特ニ支障アル場合ヲ除クノ外官報ヲ以テ其ノ旨公示ス

第四條 當事者令第六條ノ協議又ハ決定ニ基キ當該設備ノ引渡ヲ完了シタルトキハ其ノ旨ヲ記載シ且當事者連署シタル届書ヲ遲滞ナク主務大臣ニ提出スベシ

前項ノ規定ハ當該權利ニ令第六條ノ協議又ハ決定アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第五條 令第七條第二項ノ規定ニ依ル裁定ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

- 一、申請人ノ氏名及住所

二、相手方ノ氏名及住所

- 三、當該擔保權及當該擔保權ノ目的タル設備又ハ權利ノ表示
- 四、申請ノ目的及理由

前項ノ申請書ニハ相手方ノ數ニ應ズル副本ヲ添付スベシ

主務大臣第一項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ謄本ヲ相手方ニ交付シ期間ヲ指定シテ答辯書提出ノ機會ヲ與フ

第三條第二項及第三項ノ規定ハ第一項ニ掲グル裁定ニ之ヲ準用ス

第六條 前條ノ規定ハ令第八條ノ規定ニ依ル裁定ニ之ヲ準用ス

第七條 令第十條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ交付シテ之ヲ爲ス

- 一、當該設備ヲ占有スル者ノ氏名及住所
- 二、當該設備ノ屬スル事業ノ事業主ノ氏名及住所
- 三、當該設備ヲ使用スベキ者ノ氏名及住所
- 四、當該設備ノ表示
- 五、使用ノ期間

六、令第十條第二項ノ規定ニ依リ當該設備ヲ使用スベキ者ヲシテ擔保ヲ供託セシムル場合ニ在リテハ

擔保ノ種類及額並ニ之ヲ供託スベキ期限

七、其ノ他必要ト認ムル事項

第八條 令第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ交付シテ之ヲ爲ス

- 一、當事者ノ氏名及住所
- 二、當該設備又ハ權利ノ表示
- 三、出資ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限
- 四、其ノ他必要ト認ムル事項

第二條乃至第六條ノ規定ハ令第十一條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 令第十一條第三項ノ場合ニ於テ同條第一項ノ出資ノ相手方が株式會社ナルトキハ當該會社ハ商法第二百九條第一項ノ手續ヲ爲シ當該株券ヲ擔保權者ニ交付スベシ

前項ノ規定ハ令第十一條第一項ノ出資ノ相手方が株式會社ナル場合ニ之ヲ準用ス

令第十一條第三項ノ場合ニ於テ同條第一項ノ出資ノ

相手が有限會社ナルトキハ當該會社ハ有限會社法第二十三條第二項ニ於テ準用スル同法第二十條ノ手續ヲ爲スベシ

第十條 令第十二條第一項ノ規定ニ依ル報告ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

- 一、當該設備ノ表示
- 二、減失又ハ毀損ノ程度其ノ他命令ニ應ズルコト能ハザル狀況
- 三、前號ニ損アル狀況ニ至リタル時期及事情
- 四、其ノ他參考トナルベキ事項

前項ノ規定ハ令第十二條第二項ニ掲グル者ノ爲ス報告ニ之ヲ準用ス

第十一條 令第十三條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

- 一、當該設備又ハ權利ノ表示
- 二、當該設備又ハ權利ニ關シ讓渡、貸渡其ノ他新ナル處分ノ必要アル事由
- 三、前號ニ掲グル處分ノ時期及内容

四、其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第十二條 令第十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベキ期間ハ當該設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル日ヨリ五年トス但シ主務大臣當該設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ニ對シ別段ノ期間ヲ指定シタル場合ニ於テハ其ノ指定シタル期間トス

第十三條 第十一條ノ規定ハ令第十四條ノ規定ニ依リ許可ノ申請ニ之ヲ準用ス

第十四條 令第十七條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ交付シテ之ヲ爲ス

- 一、當事者ノ氏名及住所
- 二、第十六條ノ協議ヲ爲スベキ期限
- 三、其ノ他必要ト認ムル事項

第十五條 令第十七條第一項ノ規定ニ依リ擔保トシテ供託スベキモノハ國債又ハ國債以外ノ有價證券ニシテ當該設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資ヲ受ケタル者ノ同意シタルモノトス

第十六條 令第十七條第一項ノ規定ニ依リ供託スベキ有價證券ノ數量及擔保價格ニ付テハ當事者間ニ於テ協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザル

トキハ主務大臣之ヲ裁定ス

第十七條 前條ノ規定ニ依ル裁定ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

- 一、申請人ノ氏名及住所
- 二、相手方ノ氏名及住所
- 三、申請ノ目的及理由

第三條第二項及第五條第二項第三項ノ規定ハ前項ニ掲グル裁定ニ之ヲ準用ス

第十八條 第十六條ノ規定ニ依ル協議調ヒタルトキ又ハ裁定アリタルトキハ當該設備又ハ權利ヲ讓渡又ハ出資シタル者ハ遲滞ナク供託ヲ爲シ供託物受入ノ記載アル供託書ノ寫ヲ當該設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ニ交付スベシ

第十九條 令第十七條第一項ノ規定ニ依リ擔保ヲ供託シタル者ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ供託物ノ一部ノ取戻ヲ爲スコトヲ得

一、當該設備又ハ權利ノ屬スル工場財團若ハ鑛業財團又ハ財團ニ屬セザル當該設備又ハ權利ヲ擔保トスル債務ノ類ガ減少シタルトキ

二、當該設備又ハ權利ノ一部ガ擔保權者ノ同意ヲ得テ工場財團若ハ鑛業財團又ハ其ノ他ノ擔保物件ヨリ分離セラレタルトキ

前項ノ規定ニ依リ供託物ノ取戻ヲ爲シタル者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ當該設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ニ通知スベシ

第十六條及第十七條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十條 令第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ左ニ

- 一、當事者ノ氏名及住所
- 二、承繼セシムベキ債務ノ表示
- 三、承繼ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限
- 四、其ノ他必要ト認ムル事項

前項ニ掲グル命令ニ依リ社債ヲ承繼セシムベキ場合ハ承繼人が株式會社又ハ株式合資會社ナキトキニ限ル

社債ニ付第一項ニ掲グル命令アリタルトキハ主務大臣其ノ旨ヲ公告シ且擔保附社債信託法ニ依ル社債ニ

在リテハ受託會社ニ通知シ其ノ他ノ債務ニ付第一項ニ掲グル命令アリタルトキハ主務大臣其ノ旨ヲ債權者ニ通知ス

第二十一條 前條第一項ニ掲グル命令アリタル場合ニ於テハ債務者（擔保附社債信託法ニ依ル社債ニ在リテハ受託會社）ハ當該命令ヲ受ケタル者ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第二十二條 令第十八條第三項ニ於テ準用スル令第六條第二項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ハ債務ノ承繼價格其ノ他ノ承繼ニ關スル條件ヲ記載シ且當事者連署シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

第二十三條 第三條ノ規定ハ令第十八條第三項ニ於テ準用スル令第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第二十四條 主務大臣令第十八條第三項ニ於テ準用スル令第六條第三項ノ決定ヲ爲ス場合ニ於テハ第二十一條ノ規定ニ依リ意見ヲ述べタル者ニ對シ期間ヲ指定シテ意見書提出ノ機會ヲ與フ

第二十五條 第二十條第一項ニ掲グル命令ニ依リ社債ヲ承繼シタルトキハ承繼人ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告

シ且知レタル社債権者（擔保附社債信託法ニ依ル社債ニ在リテハ受託會社）及社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ各別ニ之ヲ通知シ其ノ他ノ債務ヲ承繼シタルトキハ承繼人ハ遲滯ナク債権者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第二十六條 第二十條第一項ニ掲グル命令ニ依リ債務ノ承繼アリタルトキハ被承繼人ハ當該債券ニ關スル信託證書其ノ他ノ契約證書及社債原簿ノ原本又ハ謄本其ノ他必要ナル書類ヲ承繼人ニ引渡ス可シ

第二十七條 令第十九條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ委託、受託、讓渡又ハ讓受ノ命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ交付シテ之ヲ爲ス

- 一、當事者ノ氏名及住所
- 二、委託又ハ讓渡ノ目的タル事業ノ範圍
- 三、委託又ハ讓渡ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限
- 四、其ノ他必要ト認ムル事項

第二十八條 令第十九條第一項ノ規定ニ依ル會社ノ合併ノ命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ交付シテ之ヲ爲ス

- 一、當事者ノ氏名及住所

- 二、合併ノ方法
- 三、合併ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限
- 四、其ノ他必要ト認ムル事項

第二十九條 第二條乃至第七條及第十條乃至第二十六條ノ規定ハ令第十九條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十條 令第十九條第一項ノ規定ニ基キ命令ニ依リ事業ノ受託若ハ讓受又ハ會社ノ合併ヲ爲シタルトキハ受託人、讓受人又ハ會社ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ

第三十一條 令第二十條ノ規定ニ依ル認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

- 一、協議、決定又ハ裁定ノ内容
 - 二、株主總會又ハ之ニ準ズベキモノノ決議、同意等ヲ得ルコト能ハザル事情
- 前項ノ申請書ニハ株主總會ノ議事録又ハ之ニ準ズベキモノヲ添附スベシ

第三十二條 主務大臣前條第一項ニ掲グル認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス

第三十三條 令第二十二條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ交付シテ之ヲ爲ス

- 一、廢止又ハ休止ヲ爲スベキ者ノ氏名及住所
- 二、廢止又ハ休止ノ目的タル事業ノ範圍
- 三、廢止ノ時期又ハ休止ノ期間
- 四、其ノ他必要ト認ムル事項

第三十四條 前條ニ掲グル命令ニ依リ事業ノ廢止又ハ休止ヲ爲シタル者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ズベシ

第三十五條 令第二十三條ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ事業ノ廢止ノ場合ニ在リテハ廢止ノ後一年以内ニ事業ノ休止ノ場合ニ在リテハ休止期間満了ノ後六月以内ニ損失補償請求書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

特別ノ事由アル場合ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ト異リタル時期ニ損失ノ補償ヲ請求スルコトヲ得

第三十六條 前條ノ損失補償請求書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一、廢止又ハ休止ノ目的タル事業ノ範圍
- 二、廢止ノ場合ニ在リテハ其ノ時期、休止ノ場合ニ在リテハ其ノ期間
- 三、補償請求ノ事由
- 四、補償請求額及其ノ算出ノ基礎
- 五、其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十七條 令第二十四條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第三十八條 令第二十四條第一項ニ定ムル主務大臣ノ職權ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）又ハ主務大臣ノ指定スル所轄官衙ノ長之ヲ行フコトヲ得

第三十九條 本則ノ規定ニ依リ主務大臣（陸軍大臣又ハ海軍大臣ヲ除ク）ニ提出スベキ書面ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）ヲ經由スベシ但シ主務大臣別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十條 本則中官報トアルハ陸軍大臣又ハ海軍大臣外地ニ於テ公示ヲ爲ス場合ニ於テハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府官報、台灣ニ在リテハ台灣總督府官報、樺太ニ在リテハ樺太廳公報、南洋群島ニ在リテハ南

本則ハ企業整備令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

企業整備資金措置法

第一條 本法ハ大東亞戰爭ニ際シ企業整備ニ際シ之ガ促進ヲ圖リ浮動購買力ノ發生ヲ防止シ國家經濟ノ秩序ヲ維持スルヲ以テ目的トス

第二條 政府ハ前條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ廢止又ハ休止シタル事業ニ屬スル設備、權利其ノ他ノ資産ノ保有ヲ爲シ又ハ保有若ハ處分ノ目的ヲ以テスル買取ヲ爲ス者ニ對シ其ノ保有若ハ買取ニ因リ蒙リタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ損失ヲ決定スル基準ハ主務大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第一項ノ補償金及補助金ノ額ニ付テハ豫メ帝國議會ノ協賛ヲ得ムベシ

第三條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ補償金又ハ土地、建

物、船舶、設備若ハ權利ノ買收代金ノ債務ニ付其ノ全部又ハ一部ノ支拂ニ代ヘ之ヲ債主ヨリノ政府特殊借入金ト爲シ又ハ債主ニ對シ當該買收代金ノ全部若ハ一部ヲ第六條若ハ第七條ノ規定ニ準ジ債主ノ特殊預金若ハ債主ヲ信託者及受益者トスル特殊金錢信託ト爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四條 左ノ各號ノ場合ニ於ケル金錢債務ノ決済ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第五條ニ規定スル決済方法ニシテ債權者又ハ債務者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ選擇シタルモノニ依リ之ヲ爲スコトヲ要ス

一、事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡アリタルトキ
二、事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ全部又ハ一部ノ讓渡又ハ收用アリタルトキ

三、株式又ハ出資ノ持分ノ讓渡アリタルトキ
四、其ノ他勅令ヲ以テ定ムルトキ

前項ノ規定ハ國民更生金庫ガ國民更生金庫法及第十七條ノ規定ニ依リ資金ノ融通ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス、此ノ場合ニ於テハ國民更生金庫ヲ債務者資金ノ融通ヲ受クル者ヲ債權者ト看做ス

第五條 前條ノ金錢債務ノ決済方法ハ左ノ五種トス

一、特殊預金ト爲スコト
二、特殊金錢信託ト爲スコト

三、債務者特殊借入金ト爲スコト

四、戰時金融金庫特殊借入金ト爲スコト

五、政府特殊借入金ト爲スコト

第六條 特殊預金ノ方法ニ依ル決済ハ債務者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ支拂フベキ金額ノ全部又ハ一部ヲ政府ノ指定スル金融機關ヘノ債權者ノ預金ト爲スコトニ依リテ之ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ當該金融機關ノ命令ノ定ムル所ニ依リ特殊預金ノ取扱ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テ政府必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該金融機關ニ對シ債務者ニ當該特殊預金ヲ爲スニ必要ナル資金ノ融通ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七條 特殊金錢信託ノ方法ニ依ル決済ハ債務者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ支拂フベキ金額ノ全部又ハ一部ヲ政府ノ指定スル金融機關ヘノ債權者ヲ信託者及受益者トスル金錢信託ト爲スコトニ依リテ之ヲ爲ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八條 債務者特殊借入金ノ方法ニ依ル決済ハ債務者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ支拂フベキ金額ノ全部又ハ一部ヲ債權者ヨリノ債務者ノ借入金ト爲スコトニ依リテ之ヲ爲ス

第九條 戰時金融金庫特殊借入金ノ方法ニ依リ決済ハ債務者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ支拂フベキ金額ノ全部又ハ一部ヲ戰時金融金庫ニ納付シ債權者ヨリノ戰時金融金庫ノ借入金ト爲スコトニ依リテ之ヲ爲ス

第六條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條 政府特殊借入金ノ方法ニ依ル決済ハ債務者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ支拂フベキ金額ノ全部又ハ一部ヲ政府ニ納付シ債權者ヨリノ政府ノ借入金ト爲スコトニ依リテ之ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ政府必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ債務者ノ納付スベキ金額ノ全部又ハ一部ヲ納付セシメズシテ之ヲ債務者ニ對スル政府特殊債權ト爲スコトヲ得

第十一條 政府特殊借入金、特殊預金、特殊金錢信託債務者特殊借入金、戰時金融庫特殊借入金、政府特殊債權及第六條第三項（第七條第二項及第九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ融通スル資金ノ利率、期限其ノ他ノ條件ハ大藏大臣之ヲ定ム

第十二條 特殊預金又ハ特殊信託ノ期限前ノ拂戻又ハ解除及債務者特殊借入金又ハ戰時金融庫特殊借入金ノ期限前ノ償還ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府特殊借入金ノ全部又ハ一部ニ付期限前ノ償還ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ特殊預金又ハ特殊金錢信託ノ取扱ヲ爲ス金融機關ニ對シ補助金ヲ交付シ又ハ第六條第三項（第七條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ資金ノ融通ヲ爲シタルニ因リ蒙リタル損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ損失ヲ決定スル基準ハ大藏大臣之ヲ定ム
第一項ノ補助金及補償金ノ額ニ付テハ豫メ帝國議會ノ協賛ヲ求ムベシ

前項ノ規定ハ元利支拂ニ付政府ノ保證ナキ債務者特殊借入金ノ債權ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第一項ノ規定ハ第一項ノ債權ニ對シ強制執行又ハ國稅徵收法ノ規定若ハ國稅徵收ノ例ニ依リ滯納處分ヲ爲スコトヲ妨グズ

第十五條 政府特殊借入金及政府特殊債權ニ關スル事務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス

政府ハ日本銀行ニ命ジ政府特殊借入金ノ元利支拂ヲ爲サシムル爲之ガ資金ヲ日本銀行ニ交付スルコトヲ得

第十六條 本法ニ規定スルモノノ外政府特殊借入金、特殊預金、特殊金錢信託、債務者特殊借入金、戰時金融庫特殊借入金、政府特殊債權及第六條第三項（第七條第二項及第九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リテ爲ス資金ノ融通ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 命令ヲ以テ定ムル會社ノ營業ノ全部ノ讓渡

政府ハ債務者特殊借入金又ハ戰時金融庫特殊借入金ノ元利支拂ヲ保證スルノ契約ヲ爲スコトヲ得
第十條第一項ノ政府特殊借入金及前項ノ規定ニ依リ保證スベキ元本ノ額ニ付テハ之ヲ通シ豫メ帝國議會ノ協賛ヲ求ムベシ

第十四條 政府特殊借入金、特殊預金、特殊金錢信託債務者特殊借入金及戰時金融庫特殊借入金ノ債權ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ但シ左ノ合號ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一、政府ノ指定スル金融機關ニ讓渡セントスルトキ
二、政府ノ指定スル金融機關ニ擔保ニ供シテ貸付ヲ受ケントスルトキ

三、其ノ他勅令ヲ以テ定ムルトキ

前項各號ノ場合ニ於テ前項ノ認可アリタルトキハ當該金融機關ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ債權ヲ讓受ケ又ハ之ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ當該金融機關ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ前項ノ債權ノ讓渡又ハ之ヲ擔保トスル貸付ノ業務ヲ行フコトヲ得

又ハ解散ニ關スル株主總會若ハ社員總會ノ決議又ハ總社員ノ同意ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生セズ

命令ヲ以テ定ムル會社ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ存立時期ノ滿了其ノ他定款ニ定メタル解散事由ノ發生ニ依リテハ解散セズ

第十八條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ定ムル會社ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ目的若ハ存立時期其ノ他解散事由ニ關シ定款ノ變更ヲ命ジ又ハ會社ヲ繼續スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十九條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備、權利其ノ他ノ資産ノ出資又ハ讓渡等ニ因リ資産ノ大部分ガ有價證券又ハ債權ト爲リタル會社ニ對シ信託會社又ハ信託會社又ハ信託業務ヲ營ム銀行（以下信託業者ト總稱ス）ニ其ノ資産ヲ信託シ又ハ其ノ資産ノ管理ヲ委託スベキコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ信託業者ハ資産ノ信託ノ引受チ爲シ又ハ資産ノ管理ヲ受託スルコトヲ要ス

前二項の場合ニ於テハ信託業者ハ信託業法第四條ノ規定ニ拘ラズ同條ニ掲グル財産以外ノ財産ノ信託ノ引受ヲ爲スコトヲ得

政府ハ第一項ノ規定ニ依リ信託業者ニ其ノ資産ヲ信託シ又ハ其ノ資産ノ管理ヲ委託シタル會社ニ對シ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ役員ノ數ヲ減少スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ資産ヲ信託シ又ハ資産ノ管理ヲ委託シタル會社ノ株主總會又ハ社員總會ノ招集ニ關シテハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十條 企業整備ニ關シ營業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止シタル會社及法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ斡旋ニ依リ繼續又ハ合併ヲ爲シタル會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ經理ニ付必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ資本ノ増加ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ其ノ減少ヲ制限スルコトヲ得

ノ他ノ資産ヲ取得又ハ處分シタル者及此等ノ者ト債務關係アル者ノ金錢債務ノ條件、擔當等ノ調整ニ關シ命令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

政府ハ前項ノ規定ニ依リ指示ニ從ヒタル者ニ對シ其ノ指示ニ從ヒタルニ因リ蒙リタル損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ損失ヲ決定スル基準ハ大藏大臣之ヲ定ム

第二項ノ補償金ノ額ニ付テハ豫メ帝國議會ノ協賛ヲ求ムベシ

第二十五條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十六條 本法ノ施行ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲企業整備資金委員會ヲ置ク

企業整備資金委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 企業整備ニ關シ轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業業者等が國民更生金庫ニ對シ讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲

ルコトヲ得

第二十二條 企業整備ニ關シ法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ斡旋ニ依リテ爲ス會社ノ設立繼續、定款ノ變更、營業ノ全部若ハ一部ノ讓渡若ハ讓受、合併又ハ資本ノ増加ニ關シテハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 命令ヲ以テ定ムル法人解散シタルトキハ其ノ殘餘財産ノ分配ハ金錢以外ノモノヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ法人ノ清算人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ法人財産ノ換價其ノ他ノ處分及殘餘財産ノ分配ニ付裁判所ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

裁判所ハ第一項ノ法人ノ清算人ニ對シ法人財産ノ換價其ノ他ノ處分及殘餘財産ノ分配ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

行政官廳ハ第一項ノ法人ノ清算ニ關シ裁判所ニ對シ必要ナル意見ヲ述ブルコトヲ得

第二十四條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ企業整備ニ關シ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止シタル者、事業ニ屬スル設備、權利其

ス資産ノ評價ニ關スル事項ハ轉廢業者資産評價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

企業整備ニ關シ產業設備營團が產業設備營團法第七條第一項第一號又ハ第五號ノ規定ニ依リ買受ケル設備ノ評價ニ關スル事項ハ產業設備評價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

轉廢業者資産評價委員會及產業設備評價委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル者ヲシテ本法ニ規定スル職權ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓ノ罰金ニ處ス

一、第三條ノ規定ニ基ク命令ニ違反シタル者

二、第四條ノ規定ニ違反シタル者

三、第二十三條第二項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第三項ノ規定ニ基ク命令ニ違反シタル者

第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第六條第二項（第七條第二項ニ於テ準用スル場

合(含ム)ノ規定ニ違反シタル者

二、第十二條第一項ノ規定ニ違反シタル者

三、第十四條第二項ノ規定ニ違反シタル者

四、第十八條ノ規定ニ基ク命令ニ違反シタル者

五、第十九條第一項若ハ第四項ノ規定ニ基ク命令ニ違反シ又ハ同條第二項ノ規定ニ違反シタル者

六、第二十一條ノ規定ニ基ク命令又ハ制限ニ違反シタル者

七、第二十五條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十一條 第二十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ提出スル書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者若ハ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第二十九條、第三十條第一號乃至第六號又ハ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第三十三條 當該官吏其ノ他勅令ヲ以テ定ムル者、第

二十八條ノ規定ニ依リ政府ノ職權ノ一部ヲ行フ者、(其ノ者ガ法人ナルトキハ當該職權ニ屬スル事務ニ從事スル職員)、政府特殊借入金若ハ政府特殊債權ニ關スル事務ニ從事スル日本銀行職員又ハ此等ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得タル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ洩洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 本法ヲ朝鮮又ハ臺灣ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

企業整備資金措置法施行令

第一條 左ノ各號ノ場合ニ於ケル金錢債務ノ決済ハ企業整備資金措置法第四條ノ規定ニ依リ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

一、企業整備(企業整備等)ノ増強、企業ノ廢止若ハ休止又ハ企業ノ統合ヲ謂フ以下同シ)ニ關シ事業

ノ全部又ハ一部ノ讓渡アリタルトキ但シ一件ノ金額三萬圓未滿ナルトキヲ除ク

二、産業設備營團ニ對シ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ全部又ハ一部ノ讓渡アリタルトキ但シ一件ノ金額三萬圓未滿ナルトキヲ除ク

三、前號ニ該當スル場合ヲ除クノ外企業整備ニ關シ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ全部又ハ一部ノ讓渡又ハ收用アリタルトキ但シ一件ノ金額三萬圓未滿ナルトキヲ除ク

四、資本金(出資總額、株主總額又ハ出資總額及株主總額ノ合計額ヲ謂フ以下同シ)百萬圓以上ノ會社ノ資本金ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式又ハ出資ノ持分ノ讓渡アリタルトキ

五、前號ニ該當スル場合ヲ除クノ外企業整備ニ關シ株式又ハ出資ノ持分ノ讓渡アリタルトキ但シ一件ノ金額五萬圓未滿ナルトキヲ除ク

六、一件ノ金額千圓ヲ超ユル實績補償共助金ヲ交付スルトキ但シ千圓以下ノ部分ヲ除ク

七、會社ノ合併(會社ガ法令ニ依リ當該法令ニ基キテ設立セララルル他ノ法人ト爲リ又ハ之ニ吸收セラ

ル場合ヲ含ム)ニ伴ヒ株主又ハ社員等ニ對シ合併交付金ヲ交付スルトキ但シ當該株主又ハ社員等ノ受取ルべき金額(分類所得稅額ニ相當スル金額ヲ控除シタル殘額)千圓未滿ナルトキ及分類所得稅額ニ相當スル部分ヲ除ク

八、第二號及第三號ニ該當スル場合ヲ除クノ外交易營團其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ對シ廢止又ハ休止シタル事業ニ屬スル資産ノ全部又ハ一部ノ讓渡アリタルトキ但シ一件ノ金額三萬圓未滿ナルトキヲ除ク

九、國民更生金庫ガ轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ニ對シ一件ノ金額千圓ヲ超ユル資金ノ融通ヲ爲ストキ但シ千圓以下ノ部分ヲ除ク

第二條 大藏大臣ハ前條ノ金錢債務ノ當事者ガ前條ノ規定ノ適用ヲ免ルル爲ニ債務ヲ數件ニ分割シタルモノト認ムルトキハ企業整備資金措置法第四條ノ規定ニ依リ決済ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三條 企業整備資金措置法第十四條第一項第三號ノ場合ハ左ノ場合トス

一、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

二、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

三、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

四、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

五、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

六、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

七、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

八、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

九、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

十、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

十一、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

十二、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

十三、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

十四、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

十五、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

十六、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

十七、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

十八、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

十九、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

二十、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

二十一、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

二十二、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

二十三、企業整備資金措置法第十四條第一項第一號又ハ

第二號ニ該當スル場合ノ外金融機關相互間ニ於テ讓渡シ又ハ擔保ニ供シテ貸付ヲ受ケントスルトキ
二、債務者特殊借入金ノ債權ヲ當該債務者ニ對スル債務ノ辨濟ニ充當スル爲當該債務者ニ讓渡セントスルトキ

三、戰時金融庫特殊借入金ノ債權ヲ戰時金融庫ニ對スル債務ノ辨濟ニ充當スル爲戰時金融庫ニ讓渡セントスルトキ

四、其ノ他命令ヲ以テ定ムルトキ

第四條 大藏大臣ハ企業整備資金措置法第十九條第四項ノ資産ヲ信託シ又ハ資産ノ管理ヲ委託シタル會社(以下委託會社ト稱ス)ニ對シ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ取締役又ハ監査役ノ數ヲ減少スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五條 株式會社タル委託會社ノ株主總會ノ召集權者ハ株主總會ノ召集ニ代ヘ株主ニ對シ決議ノ目的タル事項及當該事項ニ付異議アラバ三週間内ニ之ヲ述ベキ旨ヲ公告スルコトヲ得但シ商法第二百三十七條ノ規定ニ基キ株主總會ヲ召集スル場合及同法第三百四十三條ニ定ムル決議ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラ

ズ

無記名式ノ株券ヲ有スル者ガ異議ヲ述ベントスルトキハ株券ヲ會社ニ供託スルコトヲ要ス

第一項ノ期間内ニ異議ヲ述ベタル株主ノ議決權ノ數ガ議決權ノ總數ノ三分ノ一ニ滿タザルトキハ第一項ノ期間滿了ノ日ノ翌日當該事項ニ付株主總會ノ決議アリタルモノト看做ス

商法第二百三十九條第三項及第四項並ニ第二百四十條ノ規定ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
商法第二百八十一條及第二百八十二條ノ規定ノ適用ニ付テハ第一項ノ期間滿了ノ日ノ翌日ヲ以テ定時總會ハ會日ト看做ス

前五項ノ規定ハ株式合資會社タル委託會社ニ之ヲ準用ス

有限會社タル委託會社ハ有限會社法第四十二條第一項ノ規定ニ拘ラズ書面ニ依ル決議ヲ爲スコトヲ得

第六條 企業整備資金措置法第二十條ノ會社ハ大藏大臣及當該會社ノ營ム主タル營業ノ所管大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ經理ニ付左ノ措置ヲ爲スコトヲ得
一、商法第二百八十五條ノ規定及其ノ準用規定ニ拘

ラズ財産目録ニ記載スル營業用ノ固定財産ニ付財産目録調製ノ時ニ於ケル價格ヲ超エザル價額ヲ附スルコト

二、他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ準備金ノ割合ヲ引下ケ準備金ノ積立ヲ爲サズ又ハ準備金ヲ使用スルコト
三、企業整備ニ關シテ生シタル損金ノ全部又ハ一部ヲ貸借對照表ノ資産ノ部ニ計上シ之ヲ一定ノ期間内ニ償却スルコト

第七條 商法第七十三條、第八十一條及號第三百五十三條ノ規定ハ企業整備ニ關シ法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ斡旋ニ依リ株式會社ヲ設立シ又ハ株式會社ノ資本ヲ増加セントスル場合ニ於テ検査役ノ調査ヲ要スベキ事項ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ裁判所ノ認可アリタルトキハ之ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テ同法第八十八條中第七十三條ノ手續終了ノ日トアルハ裁判所ノ認可アリタル日トス

第八條 企業整備ニ關シ法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ斡旋ニ依リ株式會社ガ會社ノ繼續定款ノ變更、營業ノ全部若ハ一部ノ讓渡又ハ他ノ會社ノ營業全部ノ讓受ヲ爲ス場合ニ於テハ當該會社ノ

株主總會ノ召集權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ裁判所ノ認可ヲ受ケ株主總會ノ召集ニ代ヘ株主ニ對シ決議ノ目的タル事項及當該事項ニ付異議アラバ三週間内ニ之ヲ述ベキ旨ヲ公告スルコトヲ得

前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベタル株主ノ議決權ノ數ガ議決權ノ總數ノ五分ノ一ニ滿タザルトキハ前項ノ期間滿了ノ日ノ翌日當該事項ニ付株主總會ノ決議アリタルモノト看做ス但シ商法第三百四十五條又ハ第三百四十七條ニ規定スル場合ニ於テ異議ヲ述ベタル或種ノ株主ノ議決權ノ數ガ其ノ種ノ株主ノ議決權ノ總數ノ十分ノ一以上ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五條第二項及第四項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

前三項ノ規定ハ株式會社ガ合併又ハ資本ノ増加ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第九條 前二條ノ規定ハ株式合資會社ニ之ヲ準用ス、第五條第七項ノ規定ハ企業整備ニ關シ法令、法令ニ基リ命令、又ハ行政官廳ノ指導若ハ斡旋ニ依リ有限會社ガ前條第一項及第四項ニ掲グル行爲ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第十條 企業整備ニ關シ法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ斡旋ニ依リ會社ガ合併ヲ爲サントスル場合ニ於テハ商法第百條第一項中二月トアルハ三週間トシ債權者ニ對スル各別ノ催告ハ之ヲ爲スコトヲ要セズ

前項ノ會社ノ合併ニ因リ株式ノ併合ヲ爲ス場合ニ於テハ商法第三百七十七條中三月トアルハ一月トス

第十一條 第五條第三項(同條第六項ニ準用スル場合ヲ含ム)及第八條第二項(同條第四項及第九條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ場合ニ於テハ公告及異議並ニ認可ニ關スル書類ハ之ヲ株主總會又ハ創立總會ノ議事録ト看做ス

第十二條 企業整備ニ關シ法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ斡旋ニ依リテ爲シタル營業ノ全部又ハ一部ノ讓渡ニ伴フ社債ノ承繼アル場合ニ於テハ社債權者集會ノ招集權者ハ社債權者集會ノ招集ニ代ヘ社債權者ニ對シ決議ノ目的タル事項及當該事項ニ付異議アラバ三週間以内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告スルコトヲ得

第五條第二項及第四項、第八條第二項並ニ前條ノ規

定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第五條第二項中會社トアルハ擔保附社債ニ非ザル社債ニ付テハ供託局又ハ司法大臣ノ指定スル銀行若ハ信託會社トス

第十三條 企業整備ニ關シ法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ斡旋ニ依リテ爲シタル營業ノ全部又ハ一部ノ讓渡ニ伴ヒ擔保附社債ノ承繼アリタルトキハ擔保附社債信託法第三十四條第一項ノ規定、擔保附社債ニ非ザル社債ノ承繼アリタルトキハ商法第三百五條第一項及第二項ノ規定ニ準シ登記ヲ申請スルコトヲ要ス但シ他ノ法令ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

前項ノ登記ノ申請書ニハ社債承繼ノ旨ヲ記載シ且非訟事件手續法第百九十一條第二項ニ掲グル書類ニ代ヘ社債ノ承繼ヲ證スル書面及當該社債ヲ發行シタル會社ノ登記簿ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第十四條 主務大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ地方行政官廳、金融統制團體令ニ依ル統制會又ハ金融機關國民更生金庫ヲ含ト)ヲシテ企業整備資金措置法第十二條第一項、第十四條第一項、第二十條又ハ第二十五條ニ規定スル職權ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得

第十五條 企業整備資金措置法第三十三條ノ規定ニ依リ企業整備資金委員會、轉廢業者資産評價委員會及産業設備評價委員會ノ會長、委員及幹事ヲ定ム

附 則

本令ハ企業整備資金措置法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

企業整備資金措置法施行規則

第一章 政府金錢債務ノ特殊決済

第一條 企業整備資金措置法(以下單ニ法ト稱ス)第三條ノ規定ニ依リ政府ガ補償金又ハ買收代金ノ債務ニ付キ其全部若ハ一部ノ支拂ニ代ヘ之ヲ債主ヨリノ政府特種借入金ト爲シ又ハ債主ニ對シ買收代金ノ全部若ハ一部ヲ債主ノ特殊預金若ハ債主ヲ信託者及受益者トスル特殊金錢信託ト爲ベキコトヲ命ズルコトヲ得ルハ當該補償金又ハ買收代金ノ債務ノ金額三萬圓以上ノ場合トス

第二條 各省大臣(其ノ季任ヲ受ケタル官吏ヲ含ム以上同シ)法第三條ノ規定ニ依リ補償金又ハ買收代金ノ債務ニ付キ其全部又ハ一部ノ支拂ニ代ヘ之ヲ債主ヨリノ政府特殊借入金ト爲サントスルトキハ債主ニ

政府特殊借入金借入通知書ヲ送付スベシ

第三條 債主前條ノ通知書ヲ受領シタルトキハ其ノ記入スル所ニ從ヒ元利支拂店(政府特殊借入金ニ付テハ當該政府特殊借入金ノ元利支拂ヲ取扱フ日本銀行ノ本店若ハ支店又ハ第十三條ノ金融機關ノ營業所ヲ謂フ以下同シ)ヲ指定シ之ヲ申出ヅベシ

前項ノ申出アリタルトキハ大藏大臣ハ債主ニ對シ政府特殊借入金證書ヲ交付スベシ

第四條 各省大臣法第三條ノ規定ニ依リ買收代金ノ全部又ハ一部ヲ債主ノ特殊預金又ハ債主ヲ信託者及受益者トスル特殊金錢信託ト爲サシメントスルトキハ債主ニ對シ特殊預金又ハ特殊金錢信託命令書ヲ送付スベシ

第五條 債主前條ノ命令書ヲ受領シタルトキハ其ノ記載スル所ニ從ヒ日本銀行ヲ買收代金ノ受取人トスル委任狀及當該買收代金ヲ債主ノ指定スル元振店(當該特殊預金又ハ特殊金錢信託ヲ取扱フ第十三條ノ金融機關ノ營業所ヲ謂フ以下同シ)ニ預入又ハ信託スベキ旨ノ日本銀行宛依頼狀ヲ提出スベシ

前項ノ委任狀及依頼狀ハ本令附屬書式第一號ニ依ル

ベシ

第六條 元扱店日本銀行ヨリ特殊預金又ハ特殊金銭信託ト爲スベキ金額ノ振込ヲ受ケタルトキハ債主ニ對シ特殊金銭信託證書ヲ交付スベシ

第二章 民間金銭債務ノ特殊決済

第一節 總 則

第七條 企業整備資金措置法施行令（以下單ニ令ト稱ス）第一條但書ノ規定ニ依リ法第四條ノ規定ニ依ル決済ヲ爲スコトヲ要セザル場合ハ左ノ各號ノ場合トス

- 一、産業設備營團、國民更生金庫又ハ帝國鑛業開發株式會社ヨリ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ全部又ハ一部ノ讓渡アリタルトキ
- 二、特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ノ株式又ハ出資ノ持分ノ讓渡アリタルトキ
- 三、日本證券取引所法ニ依ル有價證券市場ニ於ケル賣買取引ニ依リ株式ノ讓渡アリタルトキ
- 四、銀行、信託會社、保險會社、無盡會社、戰時金融金庫、日本證券取引所、證券引受會社又ハ有價

證券業者ヨリ株式又ハ出資ノ持分ノ讓渡アリタルトキ

五、臨時資金調整法第十五條ノ五ノ規定ニ依ル命令ニ基キ株式ノ讓渡アリタルトキ

六、令第一條第六號又ハ第九號ノ場合ニ於テ千圓ヲ超ユル部分カ法第十一條ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ定ムル特殊預金又ハ特殊金銭信託ノ一回ノ預入又ハ信託ノ金額ノ限度ニ滿タザルトキ

七、大藏大臣及商工大臣ノ指定スル場合ニ該當スルトキ

八、前各號ノ場合ノ外大藏大臣及商工大臣ノ許可アリタルトキ

前項第七號ノ規定ニ依リ指定シタルトキハ之ヲ告示ス

令第一條第七號ノ合併交付金ニハ經過利益配當（基本利息又ハ基金配當ヲ含ム）ニ相當スルモノヲ含マズ

第八條 前條第一項第八號ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ債權者本令附屬書式第二號ニ依ル許可申請書ヲ大藏大臣及商工大臣ニ提出スルコトニ依リ之ヲ爲スベシ

第十一條 債權者ガ前條第一項ノ選擇ヲ爲サザルトキハ債務者選滯ナク之ヲ爲スベシ

前項ノ選擇ハ債務者本令附屬書式第三號ニ依ル選擇書ヲ債權者ニ送付スルコトニ依リ之ヲ爲スベシ

第一項ノ場合ニ於テ債務者ガ地方公共團體及産業設備營團、國民更生金庫其ノ他特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人以外ノモノナルトキハ債務者特殊備入金ノ方法ヲ選擇スルコトヲ得ズ

前條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 大藏大臣及商工大臣必要アリト認ムルトキハ前二條ニ定ムルモノノ外法第四條ノ規定ニ依ル決済方法ノ選擇ニ付制限ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ制限ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ之ヲ告示ス

第十三條 法第六條第一項又ハ法第七條第一項ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ指定シタル金融機關（以下指定銀行又ハ指定信託會社ト稱ス）ハ之ヲ告示ス

前項ノ場合ニ於テ債權者ハ許可申請書寫ヲ債務者ニ送付スベシ

第一項ノ申請ニ付大藏大臣及商工大臣許可又ハ不許可ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ債務者ニ對シテモ通知スベシ

第九條 令第一條第八號ノ規定ニ依リ帝國鑛業開發株式會社、日本石炭株式會社、金屬回收統制株式會社其ノ他大藏大臣及商工大臣ノ指定スルモノヲ定ム

前項ノ規定ニ依リ指定シタルトキハ之ヲ告示ス

第十條 法第四條ノ規定ニ依リ決済方法ノ選擇ハ決済期日ノ到來前ニ債權者之ヲ爲スベシ

前項ノ選擇ハ債權者本令附屬書式第三號ニ依ル選擇書ヲ債務者ニ送付スルコトニ依リ之ヲ爲スベシ

第一項ノ場合ニ於テ債權者ノ選擇シ得ルハ法第五條ニ規定スル決済方法ノ一種ニ限ル但シ特殊預金又ハ特殊金銭信託ノ方法ト其ノ他ノ決済方法ノ一種トヲ併セ選擇スルヲ妨ゲズ

第一項ノ場合ニ於テ債務者ガ産業設備營團又ハ國民更生金庫ナルトキハ戰時金融金庫特殊備入金ノ方法ヲ選擇スルコトヲ得ズ

第二節 特殊預金又ハ特殊金債信託ノ方法ニ依ル場合

第十四條 債権者又ハ債務者が第十條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ特殊預金ノ方法ヲ選擇シタル場合ハ債務者ハ選擇書ヲ添ヘ元扱店ニ當該金額ヲ振込ミ之ヲ債権者ノ特殊預金ト爲スベキ旨ノ請求ヲ爲スベシ
元扱店前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク債権者ノ爲ニ特殊預金證書ヲ作成シ之ヲ債権者ニ交付シ且其ノ旨ヲ債務者ニ通知スベシ但シ債権者及債務者ノ申出アリタルトキハ債務者ニ交付スルコトヲ妨グズ此ノ場合ニ於テハ元扱店ハ其ノ旨ヲ債権者ニ通知スベシ

債務者前項但書ノ規定ニ依リ特殊預金證書ノ交付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ債権者ニ交付スベシ
第十五條 債権者又ハ債務者ハ前條第一項ノ選擇ヲ爲スニ際シ元扱店ヲ指定シ之ヲ選擇書ニ記載スベシ
大藏大臣及商工大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ元扱店ノ指定ニ關シ制限ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ制限ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ之ヲ告示ス

第十六條 債務者が第十四條第一項ノ元扱店又ハ當該元扱店ノ屬スル銀行ノ他ノ營業所ニ對シ同項ノ規定ニ依リ當該元扱店ニ振込ムベキ資金ノ全部又ハ一部ニ付融通ノ申込ヲ爲シタル場合ニ於テ當該銀行當該融通ヲ爲スニ付法第六條第三項ノ規定ニ依ル政府ノ命令ヲ受ケントスルトキハ本令附屬書式第四號ニ依ル申請書ニ債務者ヨリ提出シタル申込書ヲ添ヘ之ヲ大藏大臣ニ提出スベシ

第十七條 前三條ノ規定ハ特殊金錢信託ニ之ヲ準用ス
第十八條 特殊預金ノ債権者轉居其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ當該特殊預金ノ元利支拂ヲ取扱フ營業所ヲ變更セントスルトキハ代理取扱店(元取扱店ニ代リ當該特殊預金ノ元利支拂ヲ取扱フ指定銀行ノ營業所ヲ謂フ以下同シ)選定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ代理取扱店ニ特殊預金證書ヲ添ヘ其ノ旨ヲ申出ヅベシ

代理取扱店前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク元扱店ノ承認ヲ受ケベシ
代理取扱店元扱店ヨリ前項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該特殊預金證書ニ當該代理取扱店ニ於テ元利支拂

置法ノ規定ニ依ルモノナルコトヲ記載スルコトヲ要ス
前條ノ規定ハ債権者が第二項ノ元利支拂店ヲ變更セントスル場合ニ之ヲ準用ス但シ元扱店トアルハ債務者トス

第十九條 債権者又ハ債務者が第十條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ債務者特殊借入金ノ方法ヲ選擇シタル場合ハ債務者ハ遲滞ナク債務者特殊借入金證書ヲ作成シ之ヲ債権者ニ交付スベシ
産業設備營團又ハ國民更生金庫ヲ債務者トスル場合ニ於テ債権者又ハ債務者ハ前項ノ選擇ヲ爲スニ際シ元利支拂店(債務者特殊借入金ニ付テハ當該債務者特殊借入金ノ元利支拂ヲ取扱フ指定銀行又ハ指定信託會社ノ營業所ヲ謂フ以下同シ)ヲ指定シ之ヲ選擇書ニ記載スベシ
第一項ノ債務者特殊借入金證書ニハ企業整備資金措

第二十條 政府法第十三條第四項ノ規定ニ依リ債務者特殊借入金ノ元利支拂ヲ保證スルノ契約ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス
第二十一條 債権者又ハ債務者が第十條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ戰時金融庫特殊借入金ノ方法ヲ選擇シタル場合ハ債務者ハ選擇書ヲ添ヘ戰時金融庫ニ當該金額ヲ納付シ之ヲ債権者ヨリノ戰時金融庫特殊借入金ト爲スベキ旨ノ請求ヲ爲スベシ
戰時金融庫前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク戰時金融庫特殊借入金證書ヲ作成シ之ヲ債権者ニ交付シ且其ノ旨ヲ債務者ニ通知スベシ但シ債権者及債務者ノ申出アリタルトキハ債務者ニ交付スルコト

第三節 債務者ノ特殊借入金ノ方法
二依ル場合

第四節 戰時金融庫特殊借入金ノ方法ニ依ル場合

ヲ妨グズ此ノ場合ニ於テハ戰時金融金庫ハ其ノ旨ヲ
債權者ニ通知スベシ

債務者前項但書ノ規定ニ依リ戰時金融金庫特殊借入
金證書ノ交付ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ債權者
ニ交付スベシ

債權者又ハ債務者ハ第一項ノ選擇ヲ爲スニ際シ元利
支拂店(戰時金融金庫特殊借入金ニ付テハ當該戰時
金融金庫特殊借入金ノ元利支拂ヲ取扱フ指定銀行又
ハ指定信託會社ノ營業所ヲ謂フ以下同シ)ヲ指定シ
之ヲ選擇書ニ記載スベシ

第二十二條 第十六條ノ規定ハ債務者が戰時金融金庫
ニ對シ前條第一項ノ規定ニ依リ納付スベキ資金ノ全
部又ハ一部ニ付融通ノ申込ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準
用ス

第二十三條 第十八條ノ規定ハ戰時金融金庫特殊借入
金ノ債權者が戰時金融金庫特殊借入金ノ元利支拂店
ヲ變更セントスル場合ニ之ヲ準用ス但シ元取扱店トア
ルハ戰時金融金庫トス

第五節 政府特殊借入金ノ方法ニ依 ル場合

特殊借入金ト爲スベキ金額ノ全部又ハ一部ノ納付ニ
代ヘ政府特殊債權ノ設定ヲ受ケントスルトキハ本令
附屬書式第六號ニ依リ申請書ヲ第二十四條第一項ニ
掲グル經由店ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ

債務者大藏大臣ヨリ政府特殊債權ヲ設定スベキ旨ノ
通知ヲ受ケタルトキハ本令附屬書式第七號ニ依リ政
府特殊債權證書ヲ作成シ前項ノ經由店ヲ經テ之ヲ大
藏大臣ニ提出スベシ

第三章 特殊決済ニ關スル其ノ他ノ 規定

第二十七條 大藏大臣法第十一條ノ規定ニ依リ政府特
殊借入金、特殊預金、特殊金錢信託、債務者特殊借
入金及戰時金融金庫特殊借入金ノ利率、期限其ノ他
ノ條件ヲ定メ又ハ之ヲ變更シタルトキハ之ヲ告示ス

第二十八條 法第十二條第一項ノ規定ニ依リ特殊預金
ノ期限前ノ拂戻ノ許可ノ申請ハ當該特殊預金ノ債權
者本令附屬書式第八號ニ依リ許可申請書ヲ元取扱店
(代理取扱店アルトキハ當該代理取扱店)ヲ經テ大
藏大臣及商工大臣ニ提出スルコトニ依リ之ヲ爲スベ

第二十四條 債權者又ハ債務者が第十條又ハ第十一條
ノ規定ニ依リ政府特殊借入金ノ方法ヲ選擇シタル場
合ハ債務者ハ本令附屬書式第五號ニ依リ申請書ニ選
擇書ヲ添ヘ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ヲ經テ
大藏大臣ニ提出スベシ

債權者又ハ債務者ハ前項ノ選擇ヲ爲スニ際シ元利支
拂店ヲ指定シ之ヲ選擇書ニ記載スベシ

第一項ノ日本銀行ノ代理店ハ大藏大臣之ヲ告示ス

第二十五條 大藏大臣前條第一項ノ申請ヲ受ケ債務者
ヲシテ前條第一項ニ掲グル經由店ニ當該金額ヲ納付
セシメタルトキ又ハ第二十六條第二項ノ規定ニ依リ
政府特殊債權ノ證書ノ提出アリタルトキハ政府特殊
借入金證書ヲ元利支拂店ヲ經テ債權者ニ交付シ且其
ノ旨ヲ債務者ニ通知スベシ

前項ノ場合ニ於テ債權者及債務者ノ申出アリタルト
キハ大藏大臣當該政府特殊借入金證書ヲ債務者ニ交
付シ且其ノ旨ヲ債務者ニ通知スルコトヲ妨グズ此ノ場
合ニ於テ債務者政府特殊借入金證書ノ交付ヲ受ケタ
ルトキハ遲滯ナク之ヲ債權者ニ交付スベシ

第二十六條 債務者法第十條第二項ノ規定ニ依リ政府

シ
前項ノ規定ハ特殊金錢信託ノ期限前ノ解除ノ場合ニ
之ヲ準用ス

第二十九條 法第十二條第一項ノ規定ニ依リ債務者特
殊借入金ノ期限前ノ償還ノ許可ノ申請ハ當該債務者
特殊借入金ノ期限前ノ償還ノ許可ノ申請ハ當該債務
者特殊借入金ノ債權者本令附屬書式第九號ニ依リ許
可申請書ヲ大藏大臣及商工大臣ニ提出スルコトニ依
リ之ヲ爲スベシ

前項ノ規定ハ戰時金融金庫特殊借入金ノ期限前ノ償
還ニ付之ヲ準用ス

第三十條 法第十四條第一項第一號又ハ第二號ノ規定
ニ依リ大藏大臣ノ指定シタル金融機關ハ之ヲ告示ス

第三十一條 令第三條第四號ノ場合ハ已ムヲ得ザル理
由アルトキトス

第三十二條 法第十四條第一項但書ノ規定ニ依リ政府
特殊借入金、特殊預金、特殊金錢信託、債務者特殊
借入金又ハ戰時金融金庫特殊借入金ノ債權(以下特
殊決済債權ト總稱ス)ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供セント
スルトキ(金融機關ガ金融機關ニ讓渡シ又ハ擔保ニ

供セントスル場合ヲ除クハ本令附屬書式第十號ニ依ル認可申請ヲ大藏大臣及商工大臣ニ提出スベシ

第三十三條 法第十四條第一項第一號又ハ第二號ノ規定ニ依リ特殊決濟債權ノ債權者ガ金融機關ニ對シ特殊決濟債權ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スル場合ニ於テ大藏大臣必要アリト認ムルトキハ其ノ相手方タル金融機關ヲ特定スルコトヲ得

大藏大臣前項ノ特定ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ之ヲ告示ス

第三十四條 金融機關ガ特殊決濟債權ヲ金融機關ニ讓渡シ又ハ擔保ニ供セントスル場合ニ於ケル法第十四條第一項但書ノ認可ハ日本銀行以外ノ金融機關ニ對シ讓渡シ又ハ擔保ニ供スル場合ニ於テ全國金融統制會ヲシテ、日本銀行ニ讓渡シ又ハ擔保ニ供スル場合ニ於テハ日本銀行ヲシテ之ヲ行ハシム

前項ノ認可ニ關スル手續ハ全國金融統制會又ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第三十五條 金融機關ガ法第十四條第二項ノ規定ニ依リ特殊決濟債權ヲ讓受クルコトヲ要スル場合ニ於ケル讓受價格ハ當該特殊決濟債權ノ債權額ニ經過利子

又ハ之ニ準ズル利益ヲ加ヘタル額ニ依ルコトヲ要ス

金融機關ガ法第十四條第二項ノ規定ニ依リ特殊決濟債權ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ要スル場合ニ於ケル擔保價格ハ當該特殊決濟債權ノ債權額ニ、貸付利率ハ當該特殊決濟債權ノ利率又ハ利益歩合ニ依ルコトヲ要ス但シ日本銀行ガ特殊決濟債權ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲ス場合ニ於ケル擔保價格及貸付利率ニ付テハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第三十六條 金融機關法第十四條第二項ノ規定ニ依リ特殊決濟債權ノ讓受又ハ之ヲ擔保トスル貸付ヲ爲スコトヲ要スル場合ニ於テ已ムヲ得ザル事由アルトキハ讓受又ハ貸付ニ付一時猶豫ヲ求ムルコトヲ得

第三十七條 法第十四條第一項但書ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケ特殊決濟債權ヲ讓渡シタル者ハ認可書寫ヲ添ヘ其ノ旨ヲ當該特殊決濟債權ノ債權者（政府特殊債入金ニ付テハ大藏大臣、特殊預金又ハ特殊金錢信託ニ付テハ元振店トス以下同シ）ニ通知シ當該債權ノ證書ノ書換ヲ請求スベシ

政府特殊債入金ノ債權ノ讓渡ニ關スル前項ノ通知及證書ノ書換ニ關スル前項ノ請求ハ本令附屬書式第十

一號ニ依ルコトヲ要ス

特殊決濟債權ノ債權者第一項ノ請求ヲ受ケタルトキハ當該債權ノ證書ノ書換ヲ爲シ請求者ニ對シ之ヲ交付スベシ

第一項及前項ノ場合ニ於テ政府特殊債入金又ハ戰時金融金庫特殊債入金ノ債權ニ付テハ元利支拂店ヲ經由シ特殊預金又ハ債權者特殊債入金ノ債權ニ付代理取扱店又ハ元利支拂店アルトキハ之ヲ經由スベシ

第三十八條 前條ノ規定ハ特殊決濟債權ヲ當該債權ノ債權者ニ讓渡スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テ債權ノ一部ノ讓渡ナルトキハ債權者ハ殘額ニ相當スル金額ニ付證書ヲ作成シ債權者ニ交付スベシ

第三十九條 法第十四條第一項但書ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケ特殊決濟債權ヲ擔保ニ供シタルトキハ擔保權設定ノ當事者雙方ヨリ認可書寫ヲ添ヘ當該特殊決濟債權ノ債權者ニ通知スベシ此ノ場合ニ於テハ當該債權ノ證書ノ書換ヲ請求スルコトヲ得

政府特殊債入金ノ債權ヲ擔保ニ供シタルコトニ關スル前項ノ通知ハ本令附屬書式第十二號ニ依ルコトヲ

要ス

特殊決濟債權ノ債權者第一項ノ請求ヲ受ケタルトキハ當該債權ノ證書ノ書換ヲ爲シ請求者ニ對シ之ヲ交付スベシ

前三項ノ規定ハ第一項ノ擔保ノ解除アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十七條第四項ノ規定ハ第一項、第三項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十條 前條ノ規定ハ特殊預金又ハ特殊金錢信託ノ債權ヲ元振店ニ擔保ニ供シタル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テ當該債權ノ一部ヲ擔保ニ供シタルモノナルトキハ當該債權ノ債權者ハ當該債權ノ證書ノ書換ヲ請求スル事ヲ得

第四十一條 特殊決濟債券ノ債券者ハ第三十七條第一項、第三十九條第一項（第三十九條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及前條ニ該當スル場合ノ外必要アルトキハ當該特殊決濟債券ノ債權者ニ對シ當該債權ノ證書ノ書換ヲ請求スルコトヲ得

第四十二條 第三十九條第一項（第三十九條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及前條ノ場合ニ於テ政府

特殊借入金證書ノ書換ノ請求ハ本令附屬書式第十三號ニ依ルコトヲ要ス

第四十三條 第十八條及本章ノ規定ノ中特殊預金又ハ特殊金錢信託ニ關スル規定ハ第四條ノ規定ニ依ル特殊金錢信託ニ付テモ適用アルモノトス

第四章 政府特殊借入金及政府特殊債檢ニ關スル特別規定

第四十四條 政府特殊借入金ノ元金ハ領收證書及政府特殊借入金證書ト引換ニ之ヲ支拂フ

政府特殊借入金ノ利子ハ領收證書ト引換ニ之ヲ支拂フ

第四十五條 政府特殊借入金ノ債檢者當該政府特殊借入金ノ元利支拂店ヲ變更セントスルトキハ新ナル元利支拂店ヲ選定シ之ニ對シ政府特殊借入金證書ヲ添ヘ其ノ旨ヲ申出ヅベシ

第四十六條 法第十二條第二項ノ規定ニ依ル政府特殊借入金ノ期限前ノ償還ハ日本銀行が當該政府特殊借入金ノ債權ヲ有スル場合ニ限り其ノ請求ニ基キ之ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 政府特殊借入金證書ノ滅失又ハ紛失ニ因リ代證書ノ交付ヲ請求セントスル者ハ本令附屬書式第十四號ニ依ル請求書ヲ其ノ元利支拂店ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ

第四十八條 政府特殊債權ノ債務者ハ其ノ債務ノ元利金ヲ當該債務者ノ選擇シタル日本銀行ノ本店若ハ支店又ハ第二十四條第一項ノ日本銀行ノ代理店ニ於テ納付スベシ

第五章 會社及清算法人ニ關スル規定

第四十九條 法第十七條第一項ノ會社ハ資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同シ)七十五萬圓以上ノ會社トス

法第十七條第二項ノ會社ハ資本金百萬圓以上ノ會社トス

第五十條 前條第一項ノ會社ノ營業ノ全部ノ讓渡又ハ解散ニ關スル株主總會若ハ社員總會ノ決議又ハ總社員ノ同意ハ大藏大臣及當該會社ノ營ム主タル營業ノ所管大臣(以下單ニ所管大臣ト稱ス)ノ認可ヲ受ク

ルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ但シ法令若ハ法令ニ基キ命令ニ依リ營業ノ全部ヲ讓渡シ又ハ他ノ法令ノ規定ニ基キ營業ノ全部ノ讓渡若ハ解散ニ付行政官廳ノ許可若ハ認可ヲ要スルトキハ此ノ限ニ在ラズ行政官廳前項但書ノ命令ヲ爲シ又ハ許可若ハ認可ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ヲ主務大臣ハ大藏大臣ニ協議スベシ

第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ本令附屬書式第十五號又ハ同第十六號ニ依ル認可申請書ヲ大藏大臣及所管大臣ニ提出スベシ

第五十一條 大藏大臣及所管大臣ハ法第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ資本金七十五萬圓以上ノ會社ニ對シ定款ヲ變更シ又ハ會社ヲ繼續スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタルトキハ當該會社ノ代表者ハ二週間以内ニ定款ノ變更又ハ會社ノ繼續ノ爲必要ナル手續ヲ執ルベシ

會社第一項ノ命令ニ依リ定款ヲ變更シ又ハ會社ヲ繼續シタルトキハ其ノ旨ヲ大藏大臣及所管大臣ニ報告スベシ

第五十二條 大藏大臣及所管大臣ハ法第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ設備、權利其ノ他ノ資産ノ出資又ハ讓渡等ニ因リ資産ノ三分ノ二以上ガ有價證券又ハ債權ト爲リタルモノト認メタル會社ニ對シ其ノ資産ノ全部又ハ一部ニ付信託業者ニ之ヲ信託シ又ハ其ノ管理ヲ委託スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該會社ヲシテ其ノ資産ノ信託又ハ管理ノ委託ヲ爲スベキ信託業者ヲ選擇セシムルコトヲ得

大藏大臣及所管大臣第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタルトキハ當該資産ノ信託又ハ管理ノ委託ヲ爲スベキ信託業者ニ對シ其ノ旨ヲ通知ス

第五十三條 前條第三項ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル信託業者ハ資産ノ信託ノ引受又ハ資産ノ管理ノ受託ニ付受クベキ報酬又ハ手数料ノ基準ヲ定メ大藏大臣ノ承認ヲ受クベシ

第五十四條 大藏大臣及所管大臣法第十七條第一項ノ規定ニ依ル認可又ハ法第十八條若ハ法第十九條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該

會社が商法ノ規定ニ依リ會社ノ整理又ハ特別清算ノ開始ヲ命セラレタル會社ナルトキハ當該事件ノ繫屬スル裁判所ノ意見ヲ求ムベシ

第五十五條 令第六條ノ規定ニ依リ經理上ノ措置ニ付許可ヲ受ケントスル會社ハ本令附屬書式第十七號ニ依リ許可申請書ヲ大藏大臣ニ提出スベシ

第五十六條 大藏大臣及商工大臣ハ法第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ會社ノ資本ノ増加ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 資本金十萬圓以上ノ會社其ノ資本ノ減少ヲ爲ス場合ニ於テ株主又ハ社員ニ對スル金錢ノ交付ヲ伴フトキハ大藏大臣及商工大臣ノ許可ヲ受クベシ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ本令附屬書式第十八號ニ依リ許可申請書ヲ提出スベシ

第五十八條 令第七條(令第九條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ裁判所ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ疏明シ發起人又ハ取締役(令第九條第一項ノ場合ニ於テハ會社ヲ代表スル無限責任社員)之ガ申請ヲ爲スベシ

前項ノ申請書ニハ定款ノ謄本及認可ヲ受クベキ事項

三、前二號ニ該當スルモノノ外解散ノ時ニ於ケル資産ガ十萬圓以上ナル法人但シ大藏大臣及當該法人ノ所管大臣ノ指定シタルモノヲ除ケ

四、大藏大臣及當該法人ノ所管大臣ノ指定シタル法人
前項第三號但書又ハ第四號ノ規定ニ依リ指定ヲ爲シタル場合ニ方テ必要アリト認ムルトキハ之ヲ告示ス

第六十二條 法第二十三條第二項ノ規定ニ依リ裁判所ノ許可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ疏明シ清算人之ガ申請ヲ爲スベシ

第五十八條第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
前二項ノ規定ハ當該法人ノ清算ガ裁判所ノ監督ニ屬セザル場合ニハ之ヲ適用セズ

第六十三條 第五十八條乃至第六十條及前條ニ規定スルモノノ外令第七條(令第九條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ令第八條第一項(令第八條第一項令第八條第四項及令第九條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ認可又ハ法第二十三條第二項ノ規定ニ依リ認可ニ關スル手續ニ付テハ非訟事

ニ屬スル説明書ヲ添附スベシ
認可ニ關スル裁判ハ決定ヲ以テ之ヲ爲ス前項ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第五十九條 令第八條第一項(令第八條第四項及令第九條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ裁判所ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ疏明シ取締役(令第九條第一項ノ場合ニ於テハ會社ヲ代表スル無限責任社員)、清算人又ハ設立委員之ガ申請ヲ爲スベシ

前項ノ申請書ニハ定款ノ謄本及公告ノ案ヲ添附スベシ
前條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十條 非訟事件手續法第二百六條第一項及第四項ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十一條 法第二十三條ノ法人ハ左ノ法人トス
一、會社
二、特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ其ノ解散ノ場合ノ措置ニ付當該法令ニ別段ノ定メナキモノ

件手續法ノ定ムル所ニ依リ

第六章 金錢債務關係ノ調整ニ關スル規定

第六十四條 大藏大臣法第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ企業整備ニ關シ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止シタル者、事業ニ屬スル設備、權利其ノ他ノ資産ヲ取得又ハ處分シタル者及此等ノ者ト債務關係アル者ノ金錢債務ノ條件擔保等ノ調整ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第七章 報告ニ附スル規定

第六十五條 指定銀行又ハ指定信託會社ハ毎月左ノ各號ニ掲グル事項ニ關スル書類ヲ作成シ翌月中ニ全國金融統制會ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ
一、其月中ニ於ケル特殊預金又ハ特殊金錢信託ノ取扱狀況
二、其ノ月中ニ於ケル法第六條第三項(法第七條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依リ資金融通ノ取扱狀況

三、其ノ月中ニ於ケル特殊預金又ハ特殊金錢信託ノ
期限前拂戻又ハ解除ノ狀況

法第十四條第二項ノ規定ニ依リ特殊決濟債權ヲ讓受
ク又ハ之ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲シタル金融機關ハ每
月其ノ狀況ニ關スル報告書ヲ作成シ翌月中ニ全國金
融統制會ヲ經テ之ヲ大藏大臣ニ提出スベシ

第六十六條 金融機關第三十六條ノ規定ニ依リ特殊決
濟債權ノ讓受又ハ之ヲ擔保トスル貸付ニ付猶豫ヲ求
メタルトキハ其ノ都度全國金融統制會ヲ經テ大藏大
臣ニ報告スベシ

第六十七條 法第十九條ノ規定ニ基キ資産ノ信託ヲ引
受ケ又ハ其ノ管理ヲ受託シタル信託業者ハ當該營業
年度中ニ於ケル當該資産ノ信託引受又ハ管理受託ノ
取扱狀況ニ關スル報告書ヲ作成シ當該營業年度經過
後一箇月以内ニ大藏大臣ニ提出スベシ

第八章 雜 則

第六十八條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事項
又ハ人ヲ指定シテ本令ニ定ムル制限ヲ免除スルコト
ヲ得

前項ノ規定ニ依リ本令ニ定ムル制限ヲ免除シタル場
合ニ於テ主務大臣必要アリト認ムルトキハ之ヲ告示
ス其ノ廢止又ハ變更ヲ爲シタル場合亦同シ

第六十九條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事項
又ハ人ヲ指定シテ本令ニ依リ提出スベキ請求書、報
告書等ノ書式ニ付特別ノ書式ヲ定メ若ハ之ヲ變更シ
又ハ帳簿書類ノ備付ヲ命ジ若ハ帳簿書類ノ記載方ヲ
指定スルコトヲ得

第七十條 本令ノ規定スル手續ニ依リ認可、許可等ノ
申請ヲ爲シ、又報告若ハ通知ヲ爲シ又ハ書類ノ提出
若ハ交付ヲ爲スコト業務上其ノ他ノ事由ニ依リ著シ
ク支障アリト認ムル場合ハ主務大臣ハ特別ノ手續ヲ
定ムルコトアルベシ

前項ノ規定ニ依リ特別ノ手續ヲ定メタル場合ニ於テ
主務大臣必要アリト認ムルトキハ之ヲ告示ス其ノ廢
止又ハ變更ヲ爲シタル場合亦同シ

第七十一條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ事項又
ハ人ヲ指定シテ本令ニ定ムルモノノ外報告ヲ徵シ又
ハ本令ニ定ムル報告、通知等ヲ免除シ若ハ報告、通
知等ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ本令ニ定ムルモノノ外報告ヲ徵シ
又ハ本令ニ定ムル報告、通知等ヲ免除シ若ハ報告、
通知等ノ期間ヲ延長スル場合ニ於テ主務大臣必要ア
リト認ムルトキハ之ヲ告示ス其ノ廢止又ハ變更ヲ爲
シタル場合亦同シ

附 則

本令ハ企業整備資金措置法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法

第一條 本法ハ支那事變ニ關聯シ物資及資金ノ需給ノ
適合ニ資スル爲メ國內資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的ト
ス

第二條 銀行、信託會社、保險會社、産業組合中央金
庫、商工組合中央金庫、戰時金融庫及北海道府縣
ヲ區域トスル信用組合聯合會（以下金融機關ト總稱
ス）ハ事業ニ關スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關
スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募引受若ハ
募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ
依リ政府ノ許可ヲ受クベシ金融機關ニ非ズシテ有價
證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者（以下之ヲ

證券引受業者ト稱ス）有價證券ノ應募、引受又ハ募
集ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同シ

第三條 金融機關又ハ證券引受業者前條ノ貸付又ハ有
價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ニ關シ本法ノ目
的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ調
整ヲ爲スモノナルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ
依リ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受ケ
ルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ會社ノ資本増加合併
又ハ目的變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同シ命
令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ
ハ政府ノ許可ヲ受クベシ

一、第二回以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルト
キ
二、他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシ
テ社債ヲ募集セントスルトキ

第四條ノ二 命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新
設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ之ニ付政府ノ
許可ヲ受クベシ但シ命令ノ定ムル者及左ノ各號ノ一
ニ該當スル資金ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、金融機關ヨリノ借入金
二、他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメタル社債ノ收入金

三、本法ニ依リ設立又ハ資本増加ニ付認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ第一回拂込株金又ハ出資金

四、本法ニ依リ拂込又ハ募集ニ付許可又ハ認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ拂込株金又ハ社債收入金

第五條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條、第四條又ハ前條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシム

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス

第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ從事スル日本銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

第六條 日本興業銀行ハ五十億圓ヲ限リ日本興業銀行法第十二條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ債券ヲ發行スルコトヲ得ズ

日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

日本興業銀行法第十六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

政府ハ日本興業銀行ノ發行スル債券ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第七條 金資金ハ金資金特別會計法第四條ノ規定ニ依リノ外之ヲ興業債券ニ運用スルコトヲ得

第七條ノ二 商工組合中央金庫ハ五千萬圓ヲ限リ商工組合中央金庫法第三十一條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ債券ヲ發行スルコトヲ得

商工組合中央金庫ハ其ノ債券借換ノ爲債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法第二百條ノ規定

ニ依リ制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ擔保附社債信託法ニ依ル物上擔保ヲ附スルコトヲ要ス

第十條 政府ハ第八條ノ規定ニ依リ資本ヲ増加シタル會社又ハ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ募集シタル會社ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處出ヲ爲スコトヲ得

第十條ノ二 政府ハ土地其ノ他ノモノニシテ命令ノ定ムルモノヲ收用セラレ若ハ賣却シタル者又ハ其ノ利害關係人ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ代價トシテ受ケル金錢ノ處分ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 資金使用ノ調整ニ關シ重要ナル事項ヲ調査審議スル爲臨時資金調整委員會ヲ置ク

臨時資金調整委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ

定ム

第十二條 第二條、第四條、第四條ノ二、第八條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ニ關スル處分ニシテ事業ノ重要ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

臨時資金審査委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ收入金二十價圓ニ達スル迄貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得

貯蓄債券ハ無記名トシ券面金額ヲ三十圓以下トス

第十四條 貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ三十五年內ニ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スベシ

貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ賣出價格ノ三百倍以內ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

前項ノ割増金ハ主務大臣ノ定ムル價格ニ依リ國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得

第十四條ノ二 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ收入金十五億圓ニ達スル迄報國債券ヲ發行セシムルコトヲ得

報國債券ハ無記名トシ券面金額ヲ十圓以下トス

第十四條ノ三 報國債券ハ無利子トシ券面金額ヲ以テ之ヲ賣出スモノトス

第十四條ノ四 報國債券ハ發行ノ翌年ヨリ十年以内ニ之ヲ償還スベシ

報國債券ニハ毎年抽籤ヲ以テ割増金ヲ附スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

第十四條第三項ノ規定ハ報國債券ニ之ヲ準用ス

第十四條ノ五 報國債券ノ所有者ガ長所ニ亘リ郵便官署又ハ日本勸業銀行ニ其ノ債券ノ保管ヲ委託シタル場合ニ於テハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ當該債券ニ割増金ヲ附スルコトヲ得

第十五條 復興貯蓄債券法第三條ノ規定ハ貯蓄債券ニ同法第六條、第七條第一項及第八條並ニ日本勸業法第三十五條ノ二、第三十五條ノ三、第四十條及第四十二條ノ規定ハ貯蓄債券及報國債券ニ之ヲ準用ス、但シ日本勸業銀行法第三十五條ノ二第一項中二十圓トアルハ三十圓トス

商法第二百九十六條乃至二百九十八條ノ規定ハ貯蓄債券及報國債券ニハ之ヲ適用セズ

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲必要アリト

認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル事項ニ關シ關係者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

一、資金ノ需給及移動ニ關スル事項

二、有價證券ニ關スル事項

三、國際收支ニ關スル事項

四、事業ノ資金計畫ニ關スル事項

五、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル事項

第十六條ノ二 政府ハ第四條ノ二ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ又ハ第四條、第四條ノ二、第八條若クハ第九條ノ規定ニ依リ認可若ハ許可ニ附シタル條件ニ違反シテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ中止ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル者

二、第四條第二項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株金拂込ノ催告及ハ社債ノ募集ヲ爲シタル者

三、第四條ノ二ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ又ハ第四條ノ二第八條若ハ第九條ノ規定ニ依リ認可若ハ許可ニ附シタル條件ニ違反シテ事業設備ノ新設擴張又ハ改良ヲ爲シタル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第十條ノ規定ニ依リ命令又ハ處分ニ違反シタル者

三、第十條ノ二ノ規定ニ基キ金錢ノ處分ニ關シ發スル命令ニ違反シタル者

三、第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

四、本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スベキ許可又ハ認可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者

第十八條ノ二 第十六條ノ規定ニ依リ檢査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ仕理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ

テ前三條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前三條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十條 當該官吏、委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得タル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 本法ヲ朝鮮、台灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルマキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ第十四條及第十四條ノ三乃至第十五條ヲ除キ支那事變終了後一年以内ニ之ヲ廢止スルモノトス

臨時資金調整法施行令

第一條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受ケル金融機關事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口五萬圓以上ノ資金ノ

貸付ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ貸付總額五萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ亘ル資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキ亦同シ

前項ニ五萬圓以上トアルハ左ニ掲グル事業設備ニシテ主務大臣ノ定ムルモノノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル資金ノ貸付ニ付テハ三萬圓トス

一、化粧品、化粧品用具、喫煙用具、身邊用細貨類
毛皮製品、羽毛製品若ハ羽毛ヲ用ヒタル製品、皮革製品、玩具、室内遊戲具、樂器、樂器部分品若ハ附屬品、室内裝飾用品、照明器具、家具、致醉飲料、清涼飲料、調味料、菓子又ハ飴ノ製造用ノ設備

二、映畫製作所ノ設備

三、物品販賣用ノ設備

四、理容店用、浴場用、旅館用、料理店用又ハ貸席用ノ設備

五、興行用ノ設備

六、社交用、娛樂用又ハ遊興用ノ設備

第二條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受ケル

金融機關又ハ證券引受業者額面總額五萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同シ)ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ

第三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セス

一、行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ借入ルル資金ノ貸付ヲ爲ストキ

二、行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ發行スル有價證券ノ應募引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

三、臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

行政官廳前項ノ認可又ハ許可ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前二條ノ主務大臣ニ協議スベシ

第四條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ハ資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ

基金總額ヲ謂フ以下同シ)二十萬圓以上ノ會社トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一、特別ノ法令ニ依リ設立セラルル會社

二、臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケベキ會社又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ設立セラルル會社

三、目的トスル事業ノ全部ニ付行政官廳ノ許可又ハ免許ヲ受ケベキ會社

行政官廳前項第二號又ハ第三號ニ掲グル會社ニ付認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

第五條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ハ左ニ掲グルモノトス但シ行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

一、資本金二十萬圓以上ノ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更

二、資本金増加又ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上ノ會社ト爲ルベキ場合ニ於ケル資本増加又ハ合併

行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

第六條 臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベキ會社ハ資本金二十萬圓以上ノ會社トス但シ同項ニ掲グル事項ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事項ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

第六條ノ二 臨時資金調整法第四條ノ二ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベキ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ限度ハ五萬圓トス但シ第一條第二項ニ掲グル事業設備ニシテ主務大臣ノ定ムルモノニ付テハ其ノ限度ヲ三萬圓トス

第六條ノ三 臨時資金調整法第四條ノ二但書ノ規定ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付許可ヲ受ケルコトヲ要セザル者ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

一、北海道、府縣府縣組合、市町村、市町村組合、市町村内ノ區、市町村學校組合、町村學校組合及學區

二、當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタル者又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲ス者

三、第四條第一項各號ノ一ニ該當スル會社又ハ第五條第一項但書ニ該當スル資本増加ヲ爲シタル會社ニシテ第一回拂込金株又ハ出資金ニ依リ當該事業設備ノ新設擴張又ハ改良ヲ爲スモノ

四、第六條第一項但書ニ該當スル會社ニシテ第二回以後ノ拂込株金又ハ社債收入金ニ依リ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スモノ

行政官廳前項第二號ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ大藏大臣及商工大臣ニ協議スベシ

第七條 臨時資金調整法第二條第四條又ハ第四條ノ二ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルニ付必要ナル事項ハ大藏大臣商工大臣及農

林大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第八條 臨時資金調整法第六條ノ規定ニ依ル保證ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第九條 左ニ掲グル事業ヲ營ム會社ハ大藏大臣及商工大臣ノ認可ヲ受ケ臨時資金調整法第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ株金金額拂込前ト雖モ資本ヲ増加シ又ハ商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得

一、航空機製造事業

二、金屬工機械製造事業

三、兵器及兵器部分品製造事業

四、鋼船製造事業

五、製鐵事業

六、產金事業

七、石炭鑛業

八、石油鑛業、石油精製業及石油輸入業

第九條ノ二 大藏大臣ハ左ノ各號ノ一ニ掲グルモノヲ收用セラレ若ハ賣却シタル者ハ其ノ利害關係人ニ對シ其ノ代價トシテ受ケル金錢ノ一部ヲ以テ國債ヲ買入保管スベキコトヲ命ズルコトヲ得

一、土地、建物、船舶又ハ樹木ノ集團

二、前號ニ掲グルモノヲ除クノ外事業ニ關スル設備

三、地上權、永小作權又ハ土地若ハ建物ノ賃借權

四、特許權、鑛業權又ハ漁業業

五、書畫又ハ骨董

六、其ノ他大藏大臣ノ指定スルモノ

第十條 臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帶スベシ

第十一條 第一條及第二條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行、信託會社及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、產業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第四條第一項、第五條第一項及第六條第一項ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トシ第六條ノ二ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トス

大藏大臣銀行、信託會社又ハ證券引受業者ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ商工大

臣ニ、商工大臣保險會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

附 則

本令ハ昭和十二年九月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法施行細則

第一條 臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ規定ヲ適用セザル金融機關又ハ證券引受業者ハ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ事項ヲ指定シ臨時資金調整法第二條ノ許可ヲ受ケベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第二條 金融機關臨時資金調整法施行令第一條ノ規定ニ依リ貸付ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一、申請者ノ住所及商號又ハ名稱

二、借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱

- 三、貸付ノ種類、時期及金額（數口ニ亘ルトキハ貸付總額並ニ各口ノ貸付ノ種類時期及金額）
- 四、貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
- 五、借主ガ貸付金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一、借主ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
- 二、借主ガ會社トナルトキハ最終ノ貸借對照表及損益計算書

第三條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ應募ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一、申請者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二、有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 三、應募スル有價證券ノ種類、數量及價額
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一、有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類

- 二、社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ難形及募集趣意書

第四條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一、申請者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二、有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 三、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價額
 - 四、引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件
 - 五、有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件
 - 六、有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ用途
 - 七、資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一、有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 二、有價證券發行者ノ最終ノ貸借對照表及損益計算書

書

三、社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ難形及募集趣意書

第五條 臨時資金調整法施行令第四條ノ會社ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ發起人又ハ社員タルベキ者ハ定款ヲ作成シタル後左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一、申請者ノ住所及氏名
 - 二、會社ノ住所、商號又ハ名稱及資本金額
 - 三、會社ノ目的タル事業ノ大要
 - 四、會社ノ設立ヲ必要トスル事由
 - 五、會社ノ事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
 - 六、第一回ノ拂込ノ時期及金額
- 前項ノ認可申請書ニハ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目論見書ヲ添付スベシ
- 會社ノ創立總會ニ於テ前項ノ定款ヲ變更シタルトキ又ハ創立總會ノ終結ガ會社設立ノ認可ノ日ヨリ六月以上經過シタル後ナルトキハ發起人ハ創立總會ノ終

結後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ

第六條 臨時資金調整法施行令第五條ノ資本増加ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一、會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二、會社ノ現在ノ資本金額
 - 三、資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額
 - 四、資本増加ノ方法
 - 五、資本増加ヲ必要トスル事由
 - 六、資本増加ニ依リ調達スル資金ノ用途
 - 七、資本ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一、資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
 - 二、定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 三、資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論

見書

新株ノ募集ニ關スル事項ノ報告ヲ爲スベキ株主總會ノ終結ガ資本増加ノ認可ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキハ會社ハ其ノ株主總會ノ終結後更メテ前二項ノ規定ニ準シ認可申請書ヲ提出スベシ

第七條 臨時資金調整法施行令第五條ノ合併ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ連名ニテ左ニ掲ケル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一、合併スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二、合併スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
- 三、合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 四、合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
- 五、合併ノ時期及方法
- 六、合併ヲ必要トスル事由
- 七、合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ事業ノ大要

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲ケル書類ヲ添付スベシ
一、合併ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二、合併契約書ノ謄本
三、合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目論見書
四、合併スル會社ノ定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

第五條第三項ノ規定ハ合併ニ因リ會社ヲ設立スル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 臨時資金調整法施行令第五條ノ目的變更ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲ケル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一、會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二、會社ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三、會社ノ現在ノ目的及變更
 - 四、目的變更ヲ必要トスル事由
 - 五、目的變更後ニ於ケル會社ノ事業ノ大要
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲ケル書類ヲ添付スベシ

一、目的變更ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二、定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

三、目的變更ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第九條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社第二回以後ノ株金ノ拂込ノ催告ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲ケル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一、會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二、會社ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三、株金ノ拂込ノ時期及金額
 - 四、株金ノ拂込ヲ爲サシムルヲ必要トスル事由
 - 五、株金ノ拂込ニ依リ調達スル資金ノ用途
 - 六、資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキニ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲ケル書類ヲ添付スベシ
- 一、定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

二、株金ノ拂込ニ伴フ事業計畫明細書及事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社々債ノ募集ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲ケル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一、會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二、會社ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三、社債ノ發行ノ時期總額及條件
 - 四、社債ノ募集ヲ必要トスル事由
 - 五、社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ノ用途
 - 六、資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲ケル書類ヲ添付スベシ
- 一、社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
 - 二、社債申込證票及募集趣意書
 - 三、定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 四、社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目

論見書

第十一條 臨時資金調整法施行令第六條ノ二ノ規定ニ

依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付許可
ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許
可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣
ニ提出スベシ

- 一、申請者ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
- 二、會社ニ在リテハ其資本金額及拂込資本金額
- 三、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及
其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 四、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスル事
由

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一、會社ニアリテハ定款並ニ最終ノ貸借對照表及損
益計算書、會社以外ノ法人ニ在リテハ定款、寄附
行爲又ハ之ニ準ズベキモノ並ニ事業及資産負債ノ
概要ヲ知ルニ足ル書類、個人ニ在リテハ現ニ營ム
事業ノ概要ヲ知ルニ足ル書類（人格ヲキ團體ノ爲
ニスルモノナルトキハ其ノ團體ノ規約並ニ事業及
資産負債ノ概要ヲ知ルニ足ル書類）

二、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫

明細書及事業收支目論見書

相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓未満ノモ
ノ、會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓以上ノモ
ノ若ハ相互會社ノ臨時資金調整法施行令第一條第二
項ニ掲グル五萬圓以下ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ
改良ニシテ昭和十四年勅令第二百二十四號施行ノ際
現ニ其ノ新設、擴張又ハ改良ニ着手セルモノニ付テ
ハ同令ノ施行後一月内ニ當該新設擴張又ハ改良カ完
了スル見込ナキ場合ニ限り前二項ノ規定ニ依リ許可
申請書ヲ提出スベキモノトス

第十二條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業

ヲ營ム會社株金額拂込前ノ資本増加ヲ爲サントス
ルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ
日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベ
シ

- 一、會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二、會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額
- 三、資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額
- 四、資本増加ノ方法

五、株金額拂込前ノ資本増加ヲ必要トスル事由

六、資本増加ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事
業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ
豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一、資本増加ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準
ズベキモノノ謄本
- 二、會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿
ノ抄本

三、定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四、資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論
見書

第六條第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業

ヲ營ム會社商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ

社債ヲ募集セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載

シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ

主務大臣ニ提出スベシ

- 一、會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二、會社ノ資本金額及拂込資本金額

三、前二社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザ
ル總額ニ關スル登記簿ノ抄本

三、社債ノ發行ノ時期總額及條件

四、商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超ユル社債ノ
募集ヲ必要トスル事由

五、社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス

事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其
ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ場合ニ於テ擔保附社債信託法ニ依リ社債ノ總
額ヲ數回ニ分チ發行スルモノナルトキハ認可申請書
ニ前項各號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載
スベシ

一、社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示

二、社債ノ利率ノ最高限度

第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベ
シ

一、社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ
準ズベキモノノ謄本

二、會社ノ資本金額及拂込金額ニ關スル登記簿ノ抄
本

三、前二社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザ
ル總額ニ關スル登記簿ノ抄本

四、信託證書案

五、社債ニ附スル擔保物件ノ目錄
六、前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財産目錄ノ科目別ニ記載シタル書類

七、定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
八、社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十四條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ

該當スル場合ニ於テハ其ノ都度報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一、營業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラ
ルルト認ムル一口五萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シ
タルトキ

二、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラ
ルルト認ムル貸付總額五萬圓以上ニ及ブベキ數口
ニ亘ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ

三、額面總額五萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債
及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ
株式ヲ除ク以下同シ)ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受
ケタルトキ

四、額面總額五萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集
ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ

第十五條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ

該當スル場合ニ於テハ一月分ヲ取經メ翌月十日迄ニ
報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ
提出スベシ但シ前條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベキモ
ノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラ
ルルト認ムル一口三萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シ
タルトキ

二、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラ
ルルト認ムル貸付總額三萬圓以上ニ及ブベキ數口
ニ亘ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ

三、額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ應募ヲ爲シ其
ノ割當ヲ受ケタルトキ

四、額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集
ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ

第十六條 前二條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ提出スベキ

報告書ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ作成スベシ
一、資金ノ貸付ニ關スル報告書ニハ左ニ掲ケル事項

ヲ記載スベシ

イ、借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
ロ、借主ノ事業ノ種類

ハ、貸付ノ年月日
ニ、貸付ノ種類及金額

ホ、貸付ノ利率償還期限其ノ他ノ條件
ヘ、貸付金ノ使途

二、有價證券ノ應募ニ關スル報告書ニハ左ニ掲ケル
事項ヲ記載スベシ

イ、有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
ロ、有價證券發行者ノ事業ノ種類

ハ、應募割當ノ年月日
ニ、割當ヲ受ケタル有價證券ノ種類、數量及價額

ホ、割當ヲ受ケタル有價證券ノ拂込ノ時期
三、有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル報告書

ニハ左ニ掲ケル事項ヲ記載スベシ
イ、有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
ロ、有價證券發行者ノ事業ノ種類

ハ、引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ノ締結ノ年
月日

ニ、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、
數量及價格

ホ、引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件
ヘ、有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件

ト、有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ使
途

第十七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依
リ許可若ハ認可ノ申請書又ハ報告書ヲ提出スベキ者

ニ對シ其ノ副本ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
主務大臣ハ本令ニ定ムルモノノ外關係者ニ對シ臨時

資金調整法ニ依リ許可又ハ認可ニ關シ必要ナル書類
ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ提出ス
ベキ申請書、之ニ添付スベキ書類又ハ報告書ニ關シ

別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得
第十七條ノ二 臨時資金調整法施行令第一條第二項又

ハ第六條ノ二但書ノ規定ニ依リ三萬圓以上ノ資金ノ
貸付又ハ三萬圓ヲ超ユル新設、擴張若ハ改良ニ付主

務大臣ノ許可ヲ受クベキ事業設備ハ別表ニ定ムル所
ニ依ル

第十八條 第一條乃至第四條、第十四條及第十五條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行、信託會社、保險會社及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣、商工組合中央金庫ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第五條乃至第十條、第十二條及第十三條ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トシ第十一條ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣、農林大臣及商工大臣トス

附 則

本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年十一月十五日印刷
昭和十八年十一月二十日發行

戦力増強企業整備の話
● 定價 六十錢

著者 菅原昌人
發行者 菅原昌人

印刷者 平和印刷合資會社
大阪市浪速區稻荷町二丁目九二六
(西大六三)

不許複製

442
200

